

はじめに



少子高齢化や経済のグローバル化、ライフスタイルの多様化など、近年の社会経済情勢の大きな変化に対応していくためには、男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、また性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現していくことが、わが国では21世紀の最重要課題と位置づけています。

そこで、橿原市においては、平成18年に「橿原市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、平成20年度には「橿原市男女共同参画行動計画（第2次）^{ひと}女と^{ひと}男 かがやき 生きる にじプラン」（平成20年度～平成29年度）を策定し、男女共同参画に関する意識啓発等に取り組んでまいりました。

しかしながら、平成24年度に実施しました「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画社会の実現に向けての課題が多く残されていることが明らかになりました。

こうした課題に対応していくために、今後5年間の取組に向けて、この度、「橿原市男女共同参画行動計画（第2次）改訂版 ～にじプラン セカンドステージ～」（平成25年度～平成29年度）を策定しました。

この計画には、さらに「橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を盛り込み、人権の尊重と男女共同参画の実現をめざした内容としております。

この計画を着実に推進していくためには、行政はもちろんのこと、市民、地域団体、事業者等の方々と、協働して取り組んでいくことが重要であることから、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました橿原市男女共同参画審議会委員の方々をはじめ、計画素案にご意見をいただきました皆様方に心からお礼を申し上げます。

2013年（平成25年）3月

橿原市長 森 下 豊

目次

第①章 計画の策定にあたって	1
1 男女共同参画社会とは	1
2 檀原市男女共同参画推進条例がめざすこと	1
3 檀原市の男女共同参画に関する現状	2
4 「檀原市男女共同参画行動計画（第2次）」の成果・課題	6
第②章 計画の概要	12
第③章 計画の内容	15
1 基本目標	15
2 計画の施策体系	16
3 施策の方向・具体的施策・主な事業	18
基本目標Ⅰ 男女共同参画を進めるための意識づくり	18
基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり	29
基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくり	39
基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり	48
第④章 計画の推進	58
檀原市配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画	63
資 料	75

第①章 計画の策定にあたって

1 男女共同参画社会とは

日本国憲法には個人の尊重・法の下での平等がうたわれているにも関わらず、いまだ就労の場や地域、家庭など社会の様々な場面での男女平等は達成されていません。

1999年（平成11年）に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義しています。

「参画」とは、単なる「参加」とは違い、立案や意思決定の段階から主体的に関わり意見を反映させることをいいます。

2 榎原市男女共同参画推進条例がめざすこと

榎原市においては、2006年（平成18年）に「榎原市男女共同参画推進条例」を制定しました。その中では、6つの基本理念を掲げて、男女共同参画社会の実現をめざして取組を進めることを規定しています。

（1）男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

（2）社会における制度又は慣行への配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担や慣行にとらわれることなく、社会における活動を自由に選択できるよう配慮されること。

（3）方針の立案・決定の場への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

（4）家庭生活における活動と他の活動との両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の活動において、対等に参画し、両立できること。

(5) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し、妊娠、出産等、性と生殖に関して自己決定が尊重され、かつ、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

(6) 国際社会における取組を考慮した推進

国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮すること。

なお、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」）」に基づき、市民に最も身近な行政機関として「檀原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を策定し、この檀原市男女共同参画行動計画（第2次）改訂版の中に包含することによって、女性に対する暴力の根絶を総合的かつ一体的に推進していきます。

3 檀原市の男女共同参画に関する現状

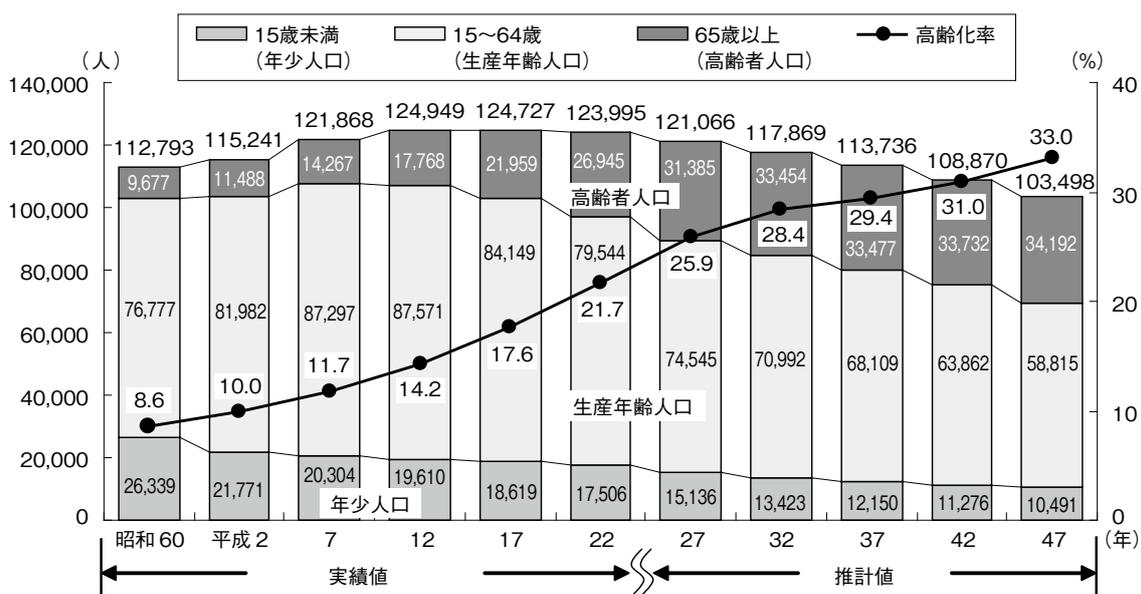
(1) 人口減少と少子高齢化の進行

本市では、2010年（平成22年）には人口の減少に転じています。推計をみると、人口減少が急速に進むと同時に、高齢化率は2010年（平成22年）で21.7%であったものが、2020年（平成32年）には28.4%と予測されています。

少子高齢化の進行によって、生産年齢人口は減少します。

檀原市が今後もますます活力あるまちをめざすためには、男女共同参画施策を充実させることによって、性別や年齢などを超えて、一人ひとりの個性と能力を発揮できるまちづくりを進めることが求められています。

図－1 年齢3区分別人口と高齢化の推移(推計含む)(檀原市)



※高齢化率 65歳以上人口/総数×100 (総数には年齢不詳を含まない)

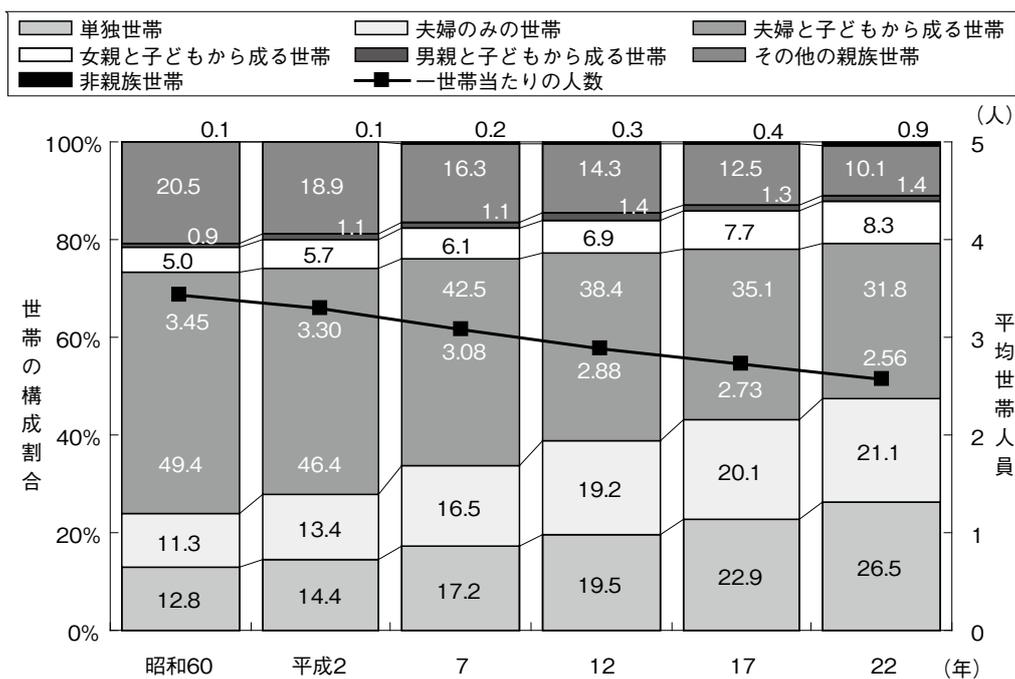
資料：昭和60～平成22年は総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)、平成27～47年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(平成20年12月推計)

(2) 家族形態の多様化、意識の変化

世帯構成をみると、これまで多数を占めていた夫婦と子どもから成る世帯が減少し、単独世帯（ひとり暮らし）や夫婦のみ世帯が増加、女親と子どもから成る世帯（母子世帯）が微増しており、家族の規模が縮小すると同時に、家族形態の多様化が進んでいます。

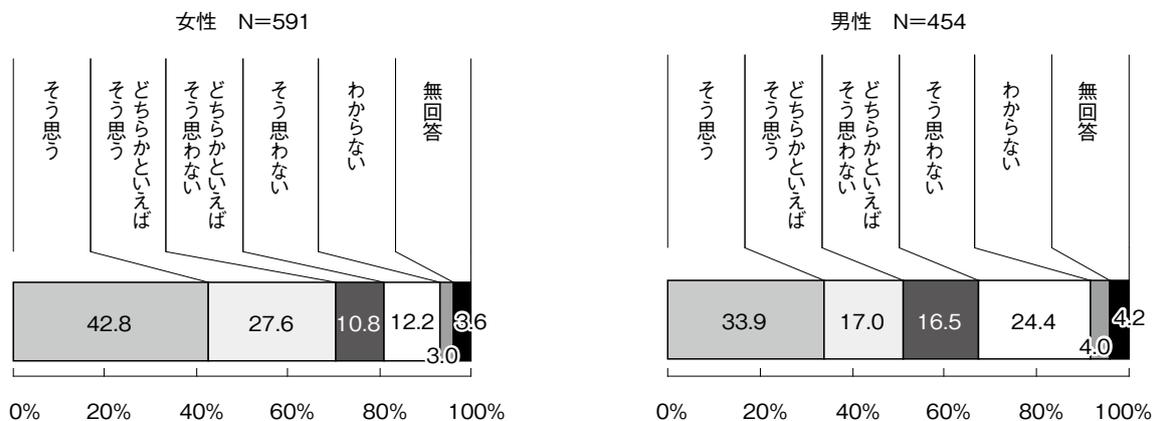
また、2012年（平成24年）に実施した「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」（以下、「市民意識調査」という。）によると、女性においては結婚は選択肢の一つとする考え方が7割を占め、男性との意識の違いがみられます。

図-2 世帯類型別割合と一世帯当たりの人数の推移(檀原市)



資料：総務省「国勢調査」

図-3 「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方について



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」（平成24年度）

(3) 雇用の状況と賃金格差

橿原市の2010年（平成22年）の就業率は女性39.4%・男性60.5%で、全国平均を下回っています。また、男性の就業率が年々低下している一方で、女性の場合は、40%前後で推移しています。

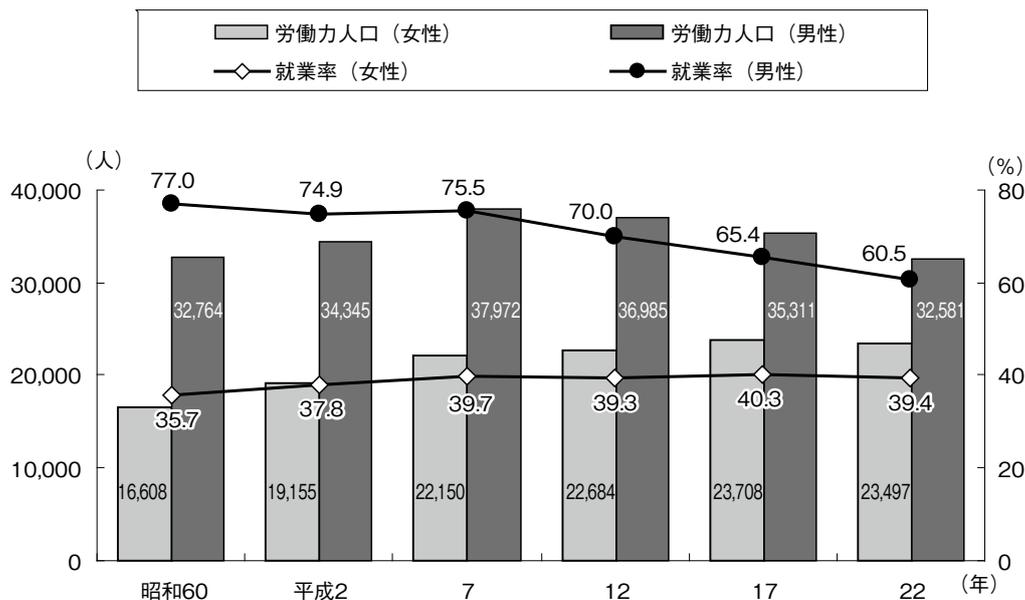
2008年（平成20年）秋の世界規模の金融危機以降、日本経済は低迷を続け、いまだ回復の兆しが見えていません。それに伴い女性ばかりでなく男性の非正規雇用者の増加が社会問題化しています。

女性の場合は、1985年（昭和60年）には67.9%であった「正規の職員・従業員」の割合が、2011年（平成23年）には45.3%に減り、非正規雇用者の割合が半数を超えています。男性においても非正規雇用者の割合は19.9%と大幅に増加しています。

男女間の給与をみると、一般労働者の場合は男女の格差が年々縮まっているとはいえ、2011年（平成23年）では、男性を100とした場合、女性は70.6にとどまっています。短時間労働者の場合は、男性55.5、女性50.3と一般労働者との差が大きくなっています。

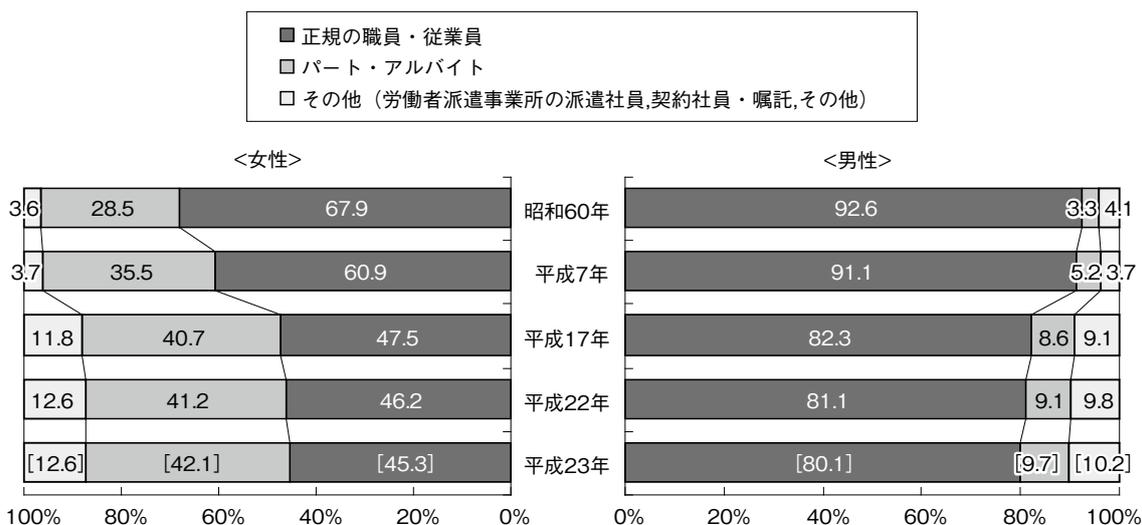
非正規雇用は雇用不安の問題であると同時に、高齢期の経済力に影響を与えます。

図－4 男女別労働力人口と就業率の推移(橿原市)



資料：総務省「国勢調査」

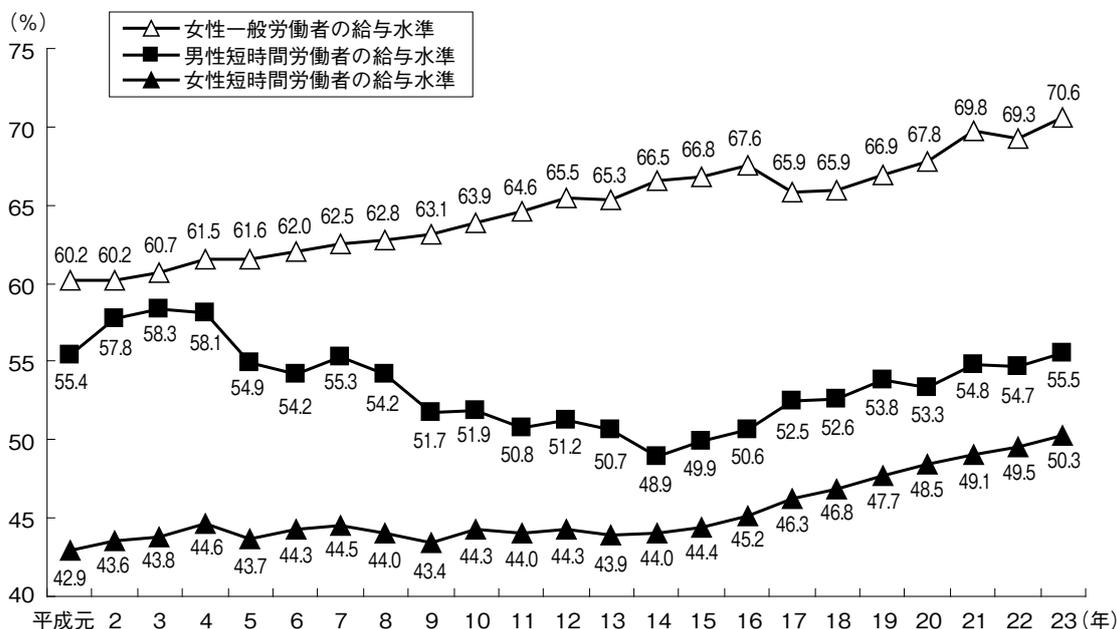
図-5 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移(全国)



※1. 昭和60年と平成7年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、平成17年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
 ※2. 平成23年の [] 内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料：内閣府『平成24年版男女共同参画白書』

図-6 労働者の1時間あたり平均所定内給与格差の推移
(男性一般労働者の給与水準を100とした場合)(全国)



※1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 ※2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 ※3. 男性及び女性短時間労働者は、男性一般労働者の1時間あたり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間あたり平均所定内給与額の水準を算出したものである。

資料：内閣府『平成24年版男女共同参画白書』

4 「橿原市男女共同参画行動計画（第2次）」の成果・課題

本市では、2008年度（平成20年度）から2017年度（平成29年度）までを計画期間とした橿原市男女共同参画行動計画（第2次）において、4つの基本目標を掲げて、市民、事業所、地域活動団体、市民活動団体と協働・連携して様々な取組を実施してきました。

基本目標Ⅰ 男女共同参画を進めるための意識づくり

①取組の状況

本市においては、男女共同参画情報誌『大すぎ かしはら』の発行、パネル展の実施、広報誌への男女共同参画に関する情報提供等を行い、様々な機会を捉え、多様な媒体を使って男女共同参画の意識の浸透に努めてきました。

男女共同参画の意識づくりや実践の場として欠かせない生涯学習においては、施設を市が直営し、市民のニーズに沿って多様な講座を企画・運営しているところです。

また、地域においては、地域住民で構成された生涯学習推進委員を中心に地域学級を開設・運営するとともに、29の市立幼稚園、小・中学校で家庭教育学級を開設し、市民主体で学級企画・運営する機会を提供し、家庭や地域の教育力の向上に努めています。

②今後の課題

2012年（平成24年）に実施した「市民意識調査」によると、職場や地域、社会通念・慣習・しきたりなど社会の様々な分野における男女の不平等感が高く、2006年度（平成18年度）に実施した調査結果とほとんど変化していません。

また、その男女不平等感の一つの要因である固定的な性別役割分担意識については、肯定する割合が男女ともに前回調査を上回る結果となっていますし、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくしつける」や「家族を養い守るのは男の責任」といった考え方は、男女ともに強く、特に男性に強く表れています。

乳幼児期の子どもたちが、家族や地域の大人から受ける影響の大きさを考えると、今後も継続的に、家庭をはじめ、地域において、男女共同参画に関する意識づくりを進めていくことが求められています。

活発に実施されている生涯学習においては、講座参加者の高齢化や、生活の課題を解決するための講座には人が集まらないというジレンマ等の課題があります。しかし、人生100年時代を自分らしく心豊かに暮らすためには、長寿社会を踏まえた生涯学習政策の推進が必要です。

基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

①取組の状況

政策・方針決定過程への女性の参画状況をみると、市の審議会等における女性委員の登用割合については、2012年度（平成24年度）末までに30.0%を目標として設定していますが、2012年（平成24年）4月では20.7%と目標を達成できていません。

また、本市の一般行政職における女性の割合は、2012年度（平成24年度）は、33.1%ですが、管理監督職（課長補佐級以上・一般行政職のみ）に占める女性の割合は、2012年度（平成24年度）には17.2%で、2008年度（平成20年度）以降ほとんど変化がありません。

地域での政策・方針決定過程への女性の参画については、自治会やPTA、子ども会、老人会などいわゆる地域活動団体では低くなっていますが、市民活動交流広場の登録団体においては、155団体のうち71団体の代表が女性で45.8%を占めています。

近年関心が急激に高まっている防災の取組については、男女共同参画の視点で事業に取り組むことはもはや「当たり前」という意識が浸透し、今後の防災会議の設置・運営、災害・復興時の整備、地域への働きかけに男女共同参画の視点を持って取り組んでいこうとしているところです。

2011年（平成23年）4月末には、近鉄大和八木駅前に県内で4つ目の男女共同参画センター“男女共同参画広場”を開設し、相談事業、情報収集・発信、講座の開設等を開始しました。

②今後の課題

審議会等における女性委員割合は、目標を達成していないだけでなく、女性委員のいない審議会等があります。

審議会等に女性の参画が増えない理由は、学術分野、専門職、地域の長等に女性がいないことや、女性の参画しにくい審議会等の設置に基づく条例等のあり方が考えられます。女性のエンパワメント支援、女性リーダーの発掘と育成、審議会等における女性登用を推進できる設置条例等変更の検討とともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の意義を認識し、知恵を絞って進めようとする意志が持てるよう、庁内の政策・方針決定過程に参画する層が牽引役となって、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組むことが必要です。

市内事業所や地域活動団体での政策・方針決定過程への女性の参画を促進するための方策として、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の制度を設けたり、檀原市男女共同参画推進条例で定めるところの市民や事業所の責務として市の男女共同参画施策に積極的に参画するしくみづくり等、抜本的な対策が必要です。

開設から1年7ヶ月経った男女共同参画広場の認知の度合いについて、「市民意識調査」でたずねたところ、約40%とあまり高くありません。

2010年（平成22年）に内閣府が行った調査「男女共同参画センターの現状に関する調査」によれば、男女共同参画センターの共通の課題として、「利用者、利用団体が固定化していて、利用者層が広がらない」「事業の参加者が集まらない」が上位を占めています。

今後は、ホームページ等を活用した広報や、講座受講者や来館者へのアンケート調査等を通して地域の課題や住民ニーズの把握を行う必要があります。また、これまで男女共同参画広場を利用したことのない人々のニーズを探り、それにあつた事業を企画する等とともに、一層の周知を図る必要があります。

基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくり

①取組の状況

関係機関と連携した「シゴト応援フェア」やセミナーの開催、市が窓口となって県主催で月1回実施の「子育て女性の就職相談」、月1回実施の「就業相談ステーション」等、女性や高齢者、若者の就職・再就職・転職活動を支援する多様な事業を展開しています。

その中で、若年層の求職者の中には、就労以前の生活支援が必要な場合があることがわかりました。一方、「子育て女性の就職相談」の利用者は多くありません。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知・啓発については、事業所や男女労働者への啓発は、国や県からのパンフレットの配置やホームページの活用などによる情報発信にとどまっています。

仕事と子育ての両立支援としては、檀原市子育て支援事業や保育園の一時預かり、延長保育、病児・病後児保育等の実施、地域子育て支援拠点での育児相談等に取り組んでいます。また、2008年度（平成20年度）には、ファミリーサポートセンター事業をスタートしました。育児不安の軽減を目的にした「両親学級」では、妊婦とその夫が子育て経験のある先輩夫婦と交流したり、乳児とのふれあい体験ができる場を設けており、男性の育児参加の一步となっています。

②今後の課題

近年、働く女性は増加していますが、男女の賃金格差や非正規雇用者の大多数が女性であるなど、均等待遇が図られているとは言い難い状況です。今後は、2011年度（平成23年度）に実施した「檀原市雇用・労働実態調査」の結果を最大限に活用し関係機関と連携を図りながら、男女がともに働きやすい職場づくりについて市内事業所や男女労働者への働きかけを強化する必要があります。

女性の就労支援としては、男女共同参画広場において、継続的に女性の再就職支援やキャリアアップ事業を実施し、学習機会の提供→相談→ハローワーク→就労というサイクルをつくる必要があります。

また、若年者の問題については、早期に発見して速やかに支援を開始し、継続的で段階的な支援を続けることが必要です。そのためには諸機関の連携が不可欠であり、ネットワークづくりに積極的に取り組むことが必要です。

男性が家事・育児へ参加・参画するためには、事業所の取組が不可欠です。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意義について理解が進むよう、市内事業所と男女労働者の意識啓発や男性の生活力向上のための取組が必要です。

基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり

①取組の状況

学校教育の中では、毎年、小学校6年生と中学校3年生を対象に、医師会の協力の下で、生命の大切さや性の知識について理解を深められるよう、「命の授業」を実施しています。

生涯を通じた身体とこころの健康の保持・増進に関しては、「健康かしはら21計画」に基づいて、市民一人ひとりの主体的な健康づくりに取り組んでおり、保健福祉センターでの健康相談、子宮がん・乳がん検診等、女性のライフサイクルに応じた各種の検診を継続的に実施しているところです。

中でも、本市の独自事業として、ヘルスチェック30事業を展開し、30歳代からの健診と不適切な喫煙・食生活・運動・ストレス対応に関する教育に取り組んでいます。

また、ひとり親家庭の母親の就労支援では、母子自立支援員やハローワークの就労支援員が何度も話し合いを重ねながら就職に結びつける努力をしているところです。

②今後の課題

男女共同参画広場では、2011年（平成23年）から助産師による「思春期の健康相談」を行っていますが、ほとんど利用されていません。思春期における健康を阻害する問題についての相談窓口は重要です。若者のニーズを的確に把握するとともに、学校や地域との連携を図る等による告知の工夫が必要です。

女性に対する暴力の取組としては、男女共同参画広場で行う「女性による女性のための面接相談」「女性相談員による電話相談」で、男女共同参画の視点に配慮した相談を実施し、延148件（2012年（平成24年）3月末現在）の相談を受けてきました。

しかし、「市民意識調査」では、これらの相談窓口について「知っている」とする割合が女性で20%台にとどまっています。今後は引き続き、窓口の周知を図ることが必要です。

DV対策を今後も総合的、計画的に推進するためには、その指針となる「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を策定することが求められています。

本市における高齢化率は、年々上昇し、2015年度（平成27年度）には25.9%と予測されています。女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高く、高齢社会のあり方は、高齢女性の生き方や暮らしぶりに大きく左右されると同時に、高齢者施策の影響は女性の方がより強く受けることとなります。また、高齢期の生活は、高齢期に達するまでの働き方やライフスタイル等、それまでの生き方が凝縮されたかたちで現れてきます。

こうした視点に立って、男女がともに高齢期を健康で自立的に過ごすことができるよう、学校教育、生涯学習、健康づくり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と就労等、高齢期の施策としてではなく、男女の社会的状況を視野に入れ、子どもの頃からの世代横断的な視点に立った課題の把握や施策の立案・実施が求められています。

【指標の検証】

基本目標	検証指標	計画策定時 (平成20年度)	目標値 (平成24年度)	現状値 (平成24年度)
Ⅰ 男女共同参画意識づくり	「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担に、否定的な考えをする人の割合	51.4% (平成18年9月実施の市民意識調査結果より)	55%	女性 50.9% 男性 37.9% (平成24年8月実施の市民意識調査結果より)
	男女の地位の平等感 「社会全体で」平等であると答える人の割合	14.2% (平成18年9月実施の市民意識調査結果より)	20%	女性 6.4% 男性 17.2% (平成24年8月実施の市民意識調査結果より)
	家庭教育学級の開講数	30学級	37学級 (100%)	29学級
	地区別懇談会の開催数及び参加者数	48回 1,357人	50回 2,000人	36回 1,369人
Ⅱ 地域社会づくり	審議会等における女性の登用率	21.7%	30%	20.7%
	女性のいない審議会等の割合	21.4%	0% (解消)	15.0%
	市職員の管理職に占める女性の割合	【全体】 24.0%	30%	22.5%
		【教職員を除く】 16.1%	18%	17.2%
	校長・教頭職への女性職員の占める割合	13.6%	継続的に増加	6.7%
	自治会の委員に占める女性委員の割合	8.4%	増加	8.5%
	地域学級の設置地区の数	9地区	11地区 (100%)	11地区
地域子ども教室の開催地区の数	6地区	11地区 (100%)	9地区	
Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくり	セクシュアル・ハラスメントについて「テレビや新聞で問題になっていることは知っている」人の割合	78.8% (平成18年9月実施の市民意識調査結果より)	100%に近づく	—
	女性の労働力率（35歳～49歳）	57.2% (平成17年国勢調査より)	60%	66.1%
	市男性職員の育児休業取得率	0.0%	5%	4.0% (平成25年2月現在)
	放課後児童健全育成事業の実施箇所数	16箇所 (全校区) (平成19年6月)	維持	18箇所
	休日保育事業の実施箇所数	0箇所 (平成19年6月)	1箇所 で 実施	0箇所
	一時預かり事業の実施箇所数	6箇所 (平成19年6月)	維持	5箇所
	延長保育事業の実施箇所数	12箇所	維持	12箇所
	地域子育て支援センターの実施箇所数	1箇所	維持	1箇所

基本目標	検証指標	計画策定時 (平成20年度)	目標値 (平成24年度)	現状値 (平成24年度)
Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくり	ファミリーサポートセンター事業の実施数	未実施 (平成19年6月)	1箇所で実施	登録会員数 273名 活動件数 539件
	病児・病後児保育事業の実施箇所数	施設型 1箇所 (平成19年6月) 自園型 1箇所 (平成19年6月)	維持	1箇所
Ⅳ 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり	子宮がん検診の受診率	8.7%	増加	22.3% (平成25年2月現在)
	乳がん検診の受診率	9.7%	増加	20.3% (平成25年2月現在)
	DVについて「テレビや新聞で問題になっていることは知っている」人の割合	67.2% (平成18年9月実施の市民意識調査結果より)	100%に近づける	女性 88.0% 男性 87.4% (平成24年8月実施の市民意識調査結果より) 「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計

第②章 計画の概要

(1) 計画の目的と基本理念

この計画は、男女が職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野に対等に参画し、ともに責任を分かち合うことで、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を発揮できる心豊かなまちを実現し、次世代へとつなげていくことを目的とします。

本計画のめざす姿は、

人権の尊重と男女共同参画社会の実現

基本理念には、「檀原市男女共同参画推進条例」の6つの基本理念を踏襲して掲げ、市、市民、事業者、教育関係者がともに男女共同参画のまちづくりに取り組む指針とします。

● 基本理念 ●

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行への配慮
- (3) 方針の立案・決定の場への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立
- (5) 男女の生涯にわたる健康の確保
- (6) 国際社会における取組を考慮した推進

(2) 計画の構成

「檀原市男女共同参画行動計画（第2次）改訂版」は、「計画の策定にあたって」（第1章）、「計画の概要」（第2章）、「計画の内容」（第3章）、「計画の推進」（第4章）、「檀原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」で構成しています。

第3章の「計画の内容」では、男女平等・男女共同参画を推進する4つの基本目標を掲げ、その目標を達成するための「施策の方向」、それに基づく「具体的施策」について記述しています。さらに、本計画を実効性のあるものとするために、基本目標ごとに「数値目標」を設定しています。

(3) 計画の位置づけ

- 1 この計画は、条例第9条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画です。「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。
- 2 国では、2011年（平成23年）に「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、奈良県では、2006年（平成18年）に「奈良県男女共同参画計画（第2次）」を策定しています。この計画は、これらの内容を踏まえつつ、橿原市の特性を反映したものです。
- 3 この計画は、「橿原市第3次総合計画」（2008年度～2017年度（平成20年度～平成29年度））の部門別計画の一つであり、「橿原市次世代育成支援行動計画後期計画」（2010年度～2014年度（平成22年度～平成26年度））、「第2期橿原市地域福祉推進計画」（2009年度～2013年度（平成21年度～平成25年度））、「橿原市障がい者福祉基本計画」（2007年度～2016年度（平成19年度～28年度））、「第6期老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画」（2012年度～2014年度（平成24年度～平成26年度））等の橿原市の計画とも整合性を図り、男女共同参画を推進するために、総合的かつ計画的に施策を実施するという視点からまとめています。
- 4 この計画の一部分である「橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」は、DV防止法第2条の3第3項に規定されている「市町村基本計画」にあたります。

(4) 計画の期間

2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）までの後半5年間を目標年度とします。

(5) 計画の特徴

- 1 検証指標による進行管理を行います。（P59～61参照）
男女共同参画の進捗程度がわかりやすくなるように、検証指標を抽出し目標値を設定します。各指標には、その意味するところやねらいを記述しています。
これらは数値的な面から重点的に進めていきたい事業として、毎年度の成果を測り、フォローアップを行います。
- 2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を盛り込みます。
- 3 計画が絵に描いた餅に終わることなく、期間内に目標を達成するために、重点項目及び重点施策の設定をします。

(6)重点項目及び重点施策の設定

本計画の実効性を高めるために、重点項目及び重点施策を設定し、確実な取組を行っていきます。
(重点施策は、「第3章 計画の内容」を参照)

重点項目

(1)市の施策へ男女共同参画の視点を浸透させる

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、市が一体となって取り組むべき重要課題の一つです。しかし、職員間においてもその重要性についての認識が十分とはいえず、施策のすみずみに男女共同参画の視点が浸透していません。

男女共同参画社会実現の「はじめの一步」は、市役所の取組から始めます。

(2)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

これまでも数値目標を掲げて取組を進めてきましたが、依然として政策・方針決定過程への女性の参画の意義が浸透していません。人口の半分を占めている女性の視点を取り入れるために、特に市の重要な政策や方針を決定する審議会等に、いろいろな分野で活躍している女性が参画し、多様な意見を施策に反映させることが重要です。防災・減災の分野で女性の参画が急速に進み始めていることをモデルに他の施策においても積極的に取組を進めます。

(3)男女共同参画を推進する市民の育成

2011年(平成23年)には、近鉄大和八木駅前に複合施設として、男女共同参画広場が開設されました。男女共同参画社会の実現は行政のみでできるものではありません。男女の平等と共同参画をめざしたまちづくりの実現のために市民が活動できる拠点となるよう、しくみづくりを進め、主体的に運営に参加・参画する市民(市民、地域団体、市民活動団体、事業者)を育成します。

(4)男性に向けた男女共同参画の推進

男性にとっての男女共同参画社会形成の意義について理解を深め、男性自身も「男らしさ」にとらわれず、職場、地域、家庭においていきいきと活躍し、喜びを感じられる心豊かな生き方ができるよう支援します。

(5)子どもにとっての男女共同参画

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりの個性と能力を発揮できるように、子どもの頃から男女平等・男女共同参画への理解が進むよう取組を進めます。

第③章 計画の内容

1 基本目標

本計画は、「檀原市男女共同参画行動計画（第2次）」の基本目標を踏襲し、以下に掲げる4つの基本目標に基づいて、各施策を推進します。

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画を進めるための意識づくり
- 基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり
- 基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくり
- 基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり



2 計画の施策体系

本計画の施策体系は、「橿原市男女共同参画行動計画（第2次）改訂版」においても「橿原市男女共同参画行動計画（第2次）」の体系を大きく変更することなく、引き続き条例に基づく6つの基本理念の下、施策を推進していきます。

基本目標	施策の方向	具体的施策
I 男女共同参画を進めるための意識づくり	(1) 男女平等の意識づくり	(1)-1 固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の充実
		(1)-2 市民や事業者等との協働による男女共同参画事業
		(1)-3 性別に関わる問題についての相談の充実
		(1)-4 男女共同参画推進にかかる現状分析と情報の収集と提供
		(1)-5 市職員の男女共同参画意識の向上 重点施策
	(2) 男女共同参画を進めるための教育・学習の推進	(2)-1 学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育の推進 重点施策
		(2)-2 多様な選択を可能にする学習機会の提供
		(2)-3 男性のエンパワメント支援 重点施策
		(2)-4 女性のエンパワメント支援
	II 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり	(3) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進
(3)-2 市役所における女性の積極的登用		
(3)-3 事業所等における政策方針決定過程への女性の参画促進		
(4) まちづくりにおける男女共同参画の推進		(4)-1 男女共同参画広場の機能の充実 重点施策
		(4)-2 地域活動における男女共同参画の推進
		(4)-3 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進
(5) 防災における男女共同参画の推進		(5)-1 防災における男女共同参画の推進

	基本目標	施策の方向	具体的施策
Ⅲ	男女がともにいきいきと働ける環境づくり	(6) 女性や若者の就業支援	(6) - 1 職業能力の開発と就業のための支援
			(6) - 2 農業や商工自営業等における男女共同参画の推進
			(6) - 3 若者の自立支援 重点施策
		(7) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保	(7) - 1 職場における男女共同参画の取組の促進
		(8) 仕事と家庭・地域活動との両立支援	(8) - 1 働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランス実現のための支援 重点施策
			(8) - 2 総合的な子育て支援策の充実
			(8) - 3 高齢者や障がい者等の自立・介護の支援や介護・介助者のための支援
Ⅳ	男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり	(9) 生涯を通じての身体とこころの健康の保持・増進	(9) - 1 身体とこころの健康に関する学習機会と情報の提供
			(9) - 2 思春期における身体とこころの健康づくり 重点施策
			(9) - 3 生涯を通じての心身の健康づくり支援
		(10) DV等あらゆる暴力を許さない環境づくり	(10) - 1 暴力を許さない意識を醸成するための広報・啓発の充実
			(10) - 2 DV施策に関する基本方針及び行動計画に沿った対策の推進 重点施策
			(10) - 3 女性や子どもにとって安全な環境づくり
			(10) - 4 セクシュアル・ハラスメント防止対策の強化
		(11) 社会的に不利な立場にある人が安心して暮らせる環境整備	(11) - 1 困難を抱える人々の安定した生活と社会参加のための支援
			(11) - 2 ひとり親家庭への支援
			(11) - 3 外国人女性とその子どもが安心して暮らせるための支援

3 施策の方向・具体的施策・主な事業

基本目標Ⅰ 男女共同参画を進めるための意識づくり

施策の方向(1) 男女平等の意識づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会基本法が制定されて10年が経過し、国においては第3次男女共同参画基本計画、
檀原市においては「檀原市男女共同参画行動計画（第2次）」の下で様々な施策を展開してきました。

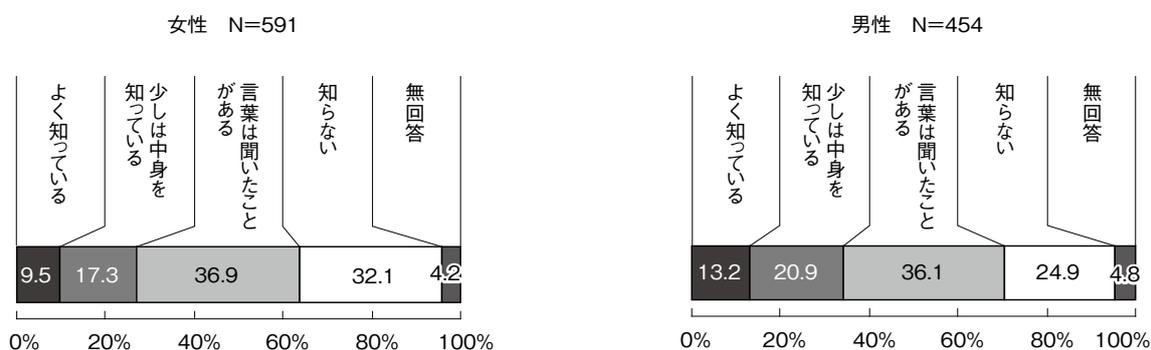
しかし、2012年（平成24年）に実施した「市民意識調査」によると、「男女共同参画社会」という言葉の認知度は高くありません。また、性別に基づく固定的な役割分担意識は依然として根強く残っています。特に、男性においては、「家族を養い守るのは男の責任である」といった男性役割の意識が強く、男性の生き方の選択の幅を狭める一因になっていると考えられます。

こうした状況を反映して、「市民意識調査」の社会の様々な分野における男女の平等感の結果は、「学校教育の場」以外の分野で『男性優遇』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）と感じている割合が総じて高く、「平等である」の割合を大きく上回っており、男女平等が実現した社会とは言い難い状況です。

長い時間をかけて形成された固定的性別役割分担意識は、一朝一夕に払拭できるものではありませんが、男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、その個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な生き方が尊重されなければなりません。

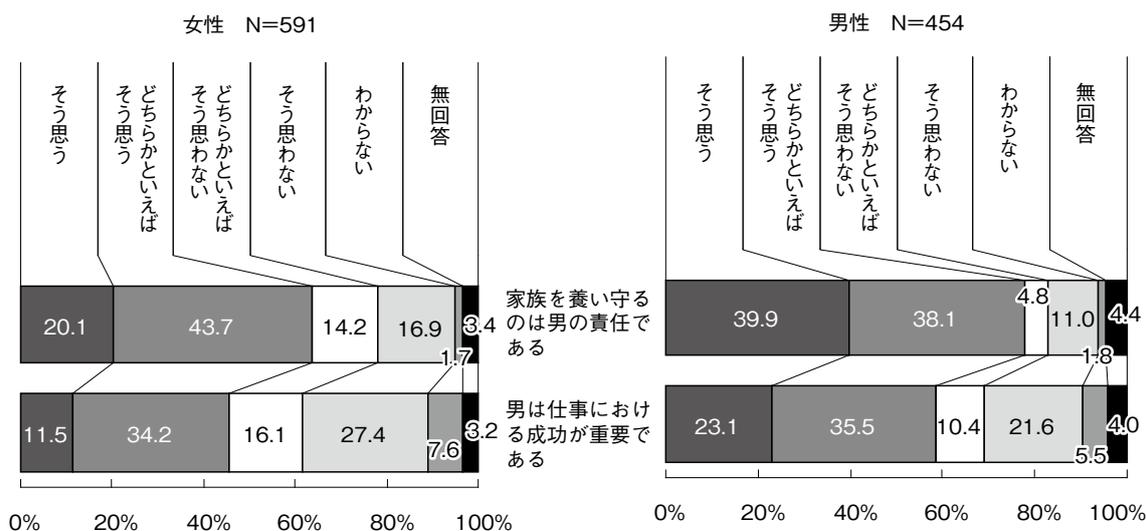
性別に関わりなく、自ら希望する生き方を選択でき、活力ある持続可能な社会をつくるために、市・教職員や市民、事業者等が、男女共同参画の必要性についての認識を持ち、理解を深めることが重要です。

図-7 「男女共同参画社会」という言葉の認知度



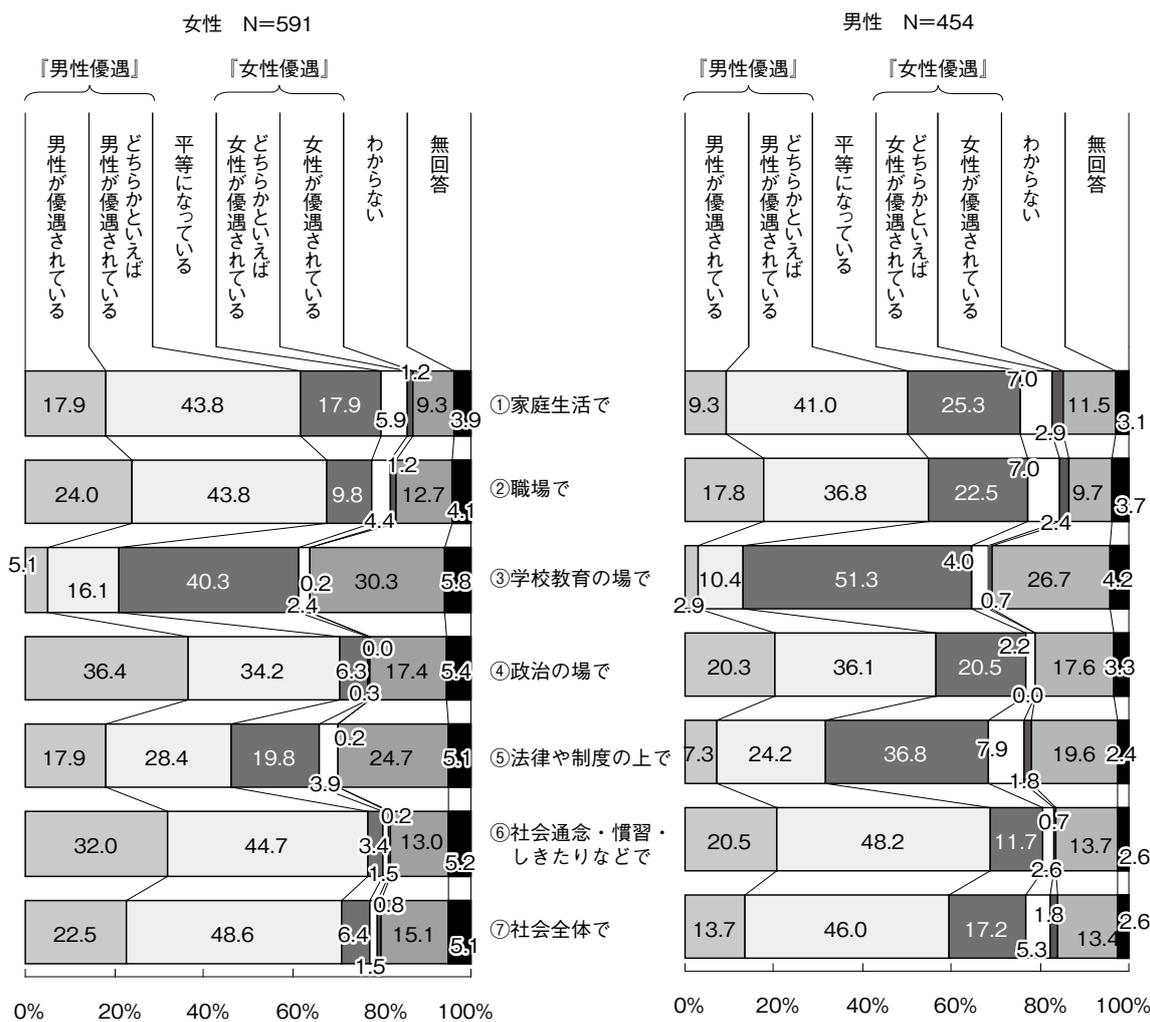
資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」（平成24年度）

図-8 男性の生き方に関する考え方



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」(平成24年度)

図-9 男女の地位の平等感



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」(平成24年度)

【具体的施策と主な事業】

(1)－1 固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の充実

男女共同参画の実現の大きな障壁の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識です。「市民意識調査」の結果からは、依然として男女平等や男女共同参画、女性の人権の尊重など、男女共同参画社会を実現する根幹となる考え方が浸透していないことがわかります。特に、子育てや男性の役割における固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

男性、子ども、若者世代などを含め、あらゆる層に対し、男女共同参画社会の形成の意義と責任や、それぞれの立場からの参画への取組を重視した広報・啓発活動を推進します。

NO	主な事業	事業内容	担当課
1	多様な媒体を活用した広報・啓発	「男女共同参画週間」「男女雇用機会均等月間」「人権週間」等、様々な機会を捉えて多様な広報・通信媒体を通じて広報・啓発活動を強化します。	人権政策課
2	男女共同参画に関する講演会や研修会の開催	男女平等や男女共同参画に関する講演会や研修会を積極的に開催します。	人権政策課
3	表現ガイドラインの活用	市刊行物において、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進するため、表現ガイドラインの活用を推進します。	広報広聴課 人権政策課 全課

(1)－2 市民や事業者等との協働による男女共同参画事業

市民・事業者・地域団体や市民活動団体等とともに協働による男女共同参画事業を進めます。

NO	主な事業	事業内容	担当課
4	市民との協働でつくる男女共同参画事業の推進	男女共同参画の考え方を浸透させるために市民との協働による事業を推進します。	人権政策課
5	男女共同参画の視点に立った文化活動への参加の支援	男女共同参画の視点に立った文化・芸術活動への参加・参画の支援をします。	人権政策課

計画の実践例

◆ 図書館ボランティア

図書館のおはなし会での読み聞かせをはじめ、1歳6か月児健診でのブックスタートボランティア、かしはらナビプラザ男女共同参画広場での「みんなで楽しむおはなし会」の開催（毎月第1日曜日）等、様々な活動をしています。各会場で、「この絵本、子どものころ読んでもらいました！」という声を多く聞きます。やっぱり絵本は、親子、家族の心の架け橋になるのです。

ブックスタート事業が始まってもうすぐ5年になりますが、年々両親で受診される姿が増えていますし、おはなし会にも父子で参加される姿が多く見られるようになり、父親や祖父の育児参加が増えてきていると実感しています。

今後は、家族向けの読み聞かせ講座の開催や男性ボランティアによる読み聞かせなど、父親や祖父などの読み聞かせのきっかけづくりを応援していきます。

(1)－3 性別に関わる問題についての相談の充実

多様な市民の相談ごとに応えるため、相談窓口の充実を図っています。あらゆる相談窓口が、性別による差別や人権侵害について敏感な視点を持てるよう、相談員の資質の向上を図ります。また、相談窓口の中には活用されていない場合もあり、市民の相談に的確に応えることのできるよう、相談窓口の周知・役割分担・連携を強化します。

NO	主な事業	事業内容	担当課
6	様々な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●各相談窓口の役割を明確化し、利用しやすいように周知を図ります。 ●複合的な問題に適切に応えることができるよう、必要に応じて相談窓口の連携を図るしくみづくりをします。 	関係課
7	自助グループ支援事業	同じ悩みを抱える当事者同士が気持ちや経験・情報を分かち合い支え合うための支援をします。	障がい福祉課 子育て支援課
8	相談にあたる者への研修の充実	相談者の気持ちを尊重しながら、相談者が持っている力を引き出し、問題解決に向かうための相談ができるよう研修を充実します。	人権政策課

(1)－4 男女共同参画推進にかかる現状分析と情報の収集と提供

檀原市における男女共同参画に関する現状・課題を把握するために、継続的に調査・研究や情報収集・分析、情報提供をします。また、庁内で実施する調査・研究や情報収集にあたっては、男女間の違いや格差の実態を把握できるよう、できうるかぎり男女別データの表示・公開をします。

NO	主な事業	事業内容	担当課
9	男女共同参画に関する調査の実施	男女共同参画施策を進めるための基礎資料となるよう、男女共同参画に関する意識や実態、取組状況等について継続的に調査・分析を行います。	人権政策課
10	男女別データの収集・提供	男女間の格差や不平等の実態を把握し、その解消を図るとともに、施策に役立てるため、男女別データを収集・提供します。	人権政策課
11	男女共同参画に関わる資料などの充実	男女共同参画広場や図書館等が連携し、男女共同参画に関する図書や児童図書、資料、DVD等を収集するとともに、資料展示等の実施によって親しめる機会を充実します。	人権政策課 図書館
12	男女共同参画に関する情報提供機会の充実	男女共同参画社会の形成に関する先進的な取組を行っている諸外国の事例や国の統計や調査・研究結果を収集し、様々な媒体を活用して提供します。	人権政策課

(1)ー5 市職員の男女共同参画意識の向上 重点施策

施策に男女共同参画の視点を浸透させるためには、施策・事業を企画・実施する職員の意識が重要です。より充実させた男女平等・男女共同参画に関する研修を実施します。

また、庁内の男女共同参画推進委員会の活性化を図り、市役所が率先して男女共同参画を推進し、市内事業所の男女共同参画の職場づくりの規範となる職場づくりを行っていきます。様々な市民のニーズに応えるためには、多様な視点や発想で市民サービスを提供する必要があります。庁内のワーク・ライフ・バランス*1を実現し、性別に関わりなく働きやすい職場づくりを進めます。

NO	主な事業	事業内容	担当課
13	男女平等・男女共同参画の浸透	「檀原市人材育成基本方針」に基づき、男女がともに個性と能力を発揮し、いきいきと働くことのできる職場づくりを推進します。	人事課
14	男女共同参画推進委員会における活動の充実	男女共同参画推進委員会及び実務担当者部会の強化を図り、先頭に立って、庁内の男女平等・男女共同参画の実現を図るとともに、あらゆる施策が男女共同参画の視点で行われるよう働きかけます。	関係課
15	男女共同参画に関する研修等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市職員が男女共同参画の視点に配慮した施策の推進を図れるよう、研修や啓発、情報提供を充実します。 ●女性職員が能力向上できる研修の機会を提供します。 ●女性職員の職域・職務拡大や管理職への登用について、理解が進むよう職員への研修・啓発を行います。 	人事課 人権教育課 人権政策課
16	市役所のワーク・ライフ・バランスの推進	特定事業主行動計画に沿って、市役所のワーク・ライフ・バランスを推進します。特に男性職員の育児参加のための休業の取得率アップをめざします。	人事課 人権政策課

計画の実践例

◆ 男性職員育児休業取得者の声

第一子が生まれた直後から、約二ヶ月間、育休を取得し、産休中の妻と二人で育児に専念することができました。私も妻も育児に対する知識が全くありませんでしたから、日々、試行錯誤を繰り返し、育児の大変さを実感させられました。

仕事に復帰した後も、二ヶ月間の同じ育児経験によって互いの気持ちを分かり合え、助け合えることで夫婦間のバランスがうまく維持できています。

仕事においては、まちづくりでのバリアフリーの課題等子育て世代のニーズを敏感に受け止めることができるようになりましたし、急病で保育所へ迎えに行ったり、病気入院に付き添ったりと予期せぬことも時折ありますので、誰がいつ見ても業務状況が解かるように、普段から業務の書類や手順を整理するよう心がけるようになりました。職場の同僚も、仕事の共有化をはかって協力し合える環境づくりに積極的に取り組んでくれました。

*1 ワーク・ライフ・バランス

老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であること。

施策の方向(2) 男女共同参画を進めるための教育・学習の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習です。中でも、次代を担う子どもたちが、健やかに、そして、性別にこだわることなく、個性と能力を発揮できるように育っていくことは重要です。

しかし、「市民意識調査」によると、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくしつけたほうがよい」という考え方に賛成の割合は、男性で7割以上、女性で6割弱となっています。また、将来どのような子どもに育ってほしいかをたずねた設問では、「正義感」と「経済的自立」を男の子だけに求める割合が男女ともに2割前後でした。

こうした大人の考え方の中で、子どもたちは幼少期から「男らしく、女らしく」ふるまうようしつけられ、固定的な性別役割分担意識を刷り込まれることになります。

固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観を養えるよう、学校や地域等において、男女平等を推進する教育・学習の充実が必要です。特に、家庭でのあり方が子どもたちに与える影響が大きいことを踏まえ、男女平等を推進する家庭教育の充実が求められます。

同時に、社会状況の激しい変化においても、様々な課題に対応できる「生きる力」を身につけられるよう、幼い頃からの生涯を見通した総合的なキャリア教育^{*2}を推進していくことが重要です。

世界有数の長寿国に生きる私たちには、人生100年時代を想定した新たな生活設計が問われるようになってきました。

文部科学省では「超高齢社会における生涯学習のあり方に関する検討会」を立ち上げ、長寿社会における生涯学習のあり方が検討されています。長い人生を健康で、生きがいを持ち、自らが持つ能力を最大限に活用して生きていけるよう、生涯学習の役割は重要です。

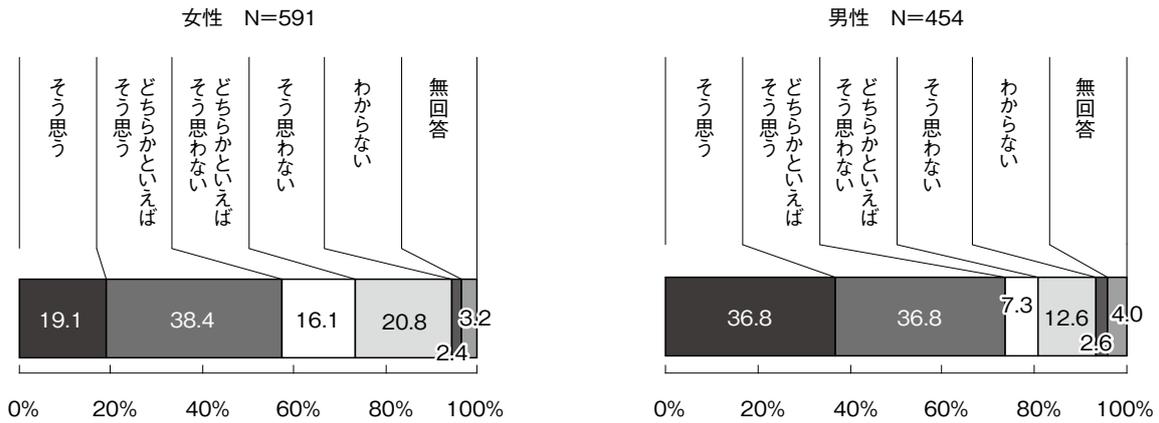
男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、幼児・青少年期、成人期、高齢期のそれぞれの段階において、ライフスタイルに応じたきめ細やかな生涯学習事業を実施することが求められています。

男女共同参画の実現の大きな障壁の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的性別役割分担意識です。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、依然として根強く残っており、特に男性により強く残っています。男性にとっても生きやすい社会の形成をめざし、男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消に向けて学習機会の提供等の支援を行う必要があります。

*2 キャリア教育

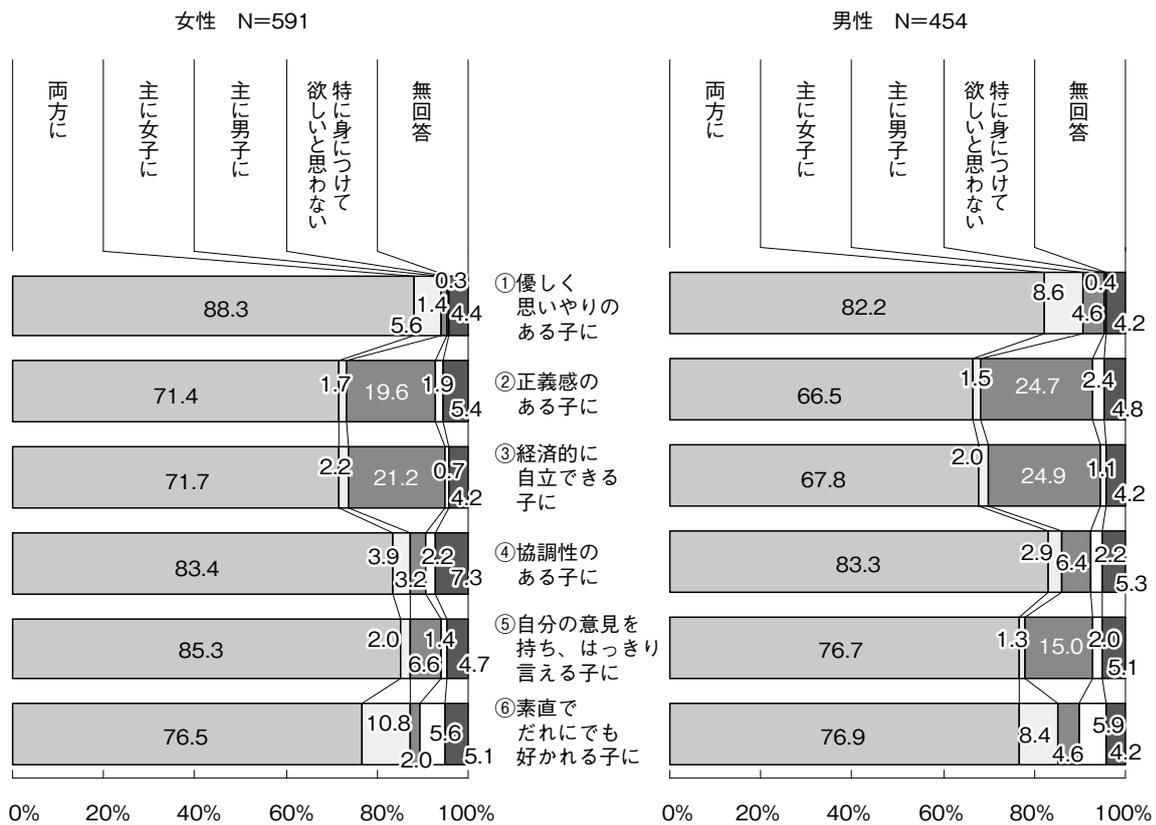
主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観・職業観等生きる力を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするための教育。人間関係能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力を育む。

図-10 「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくつけたほうがよい」という考え方について



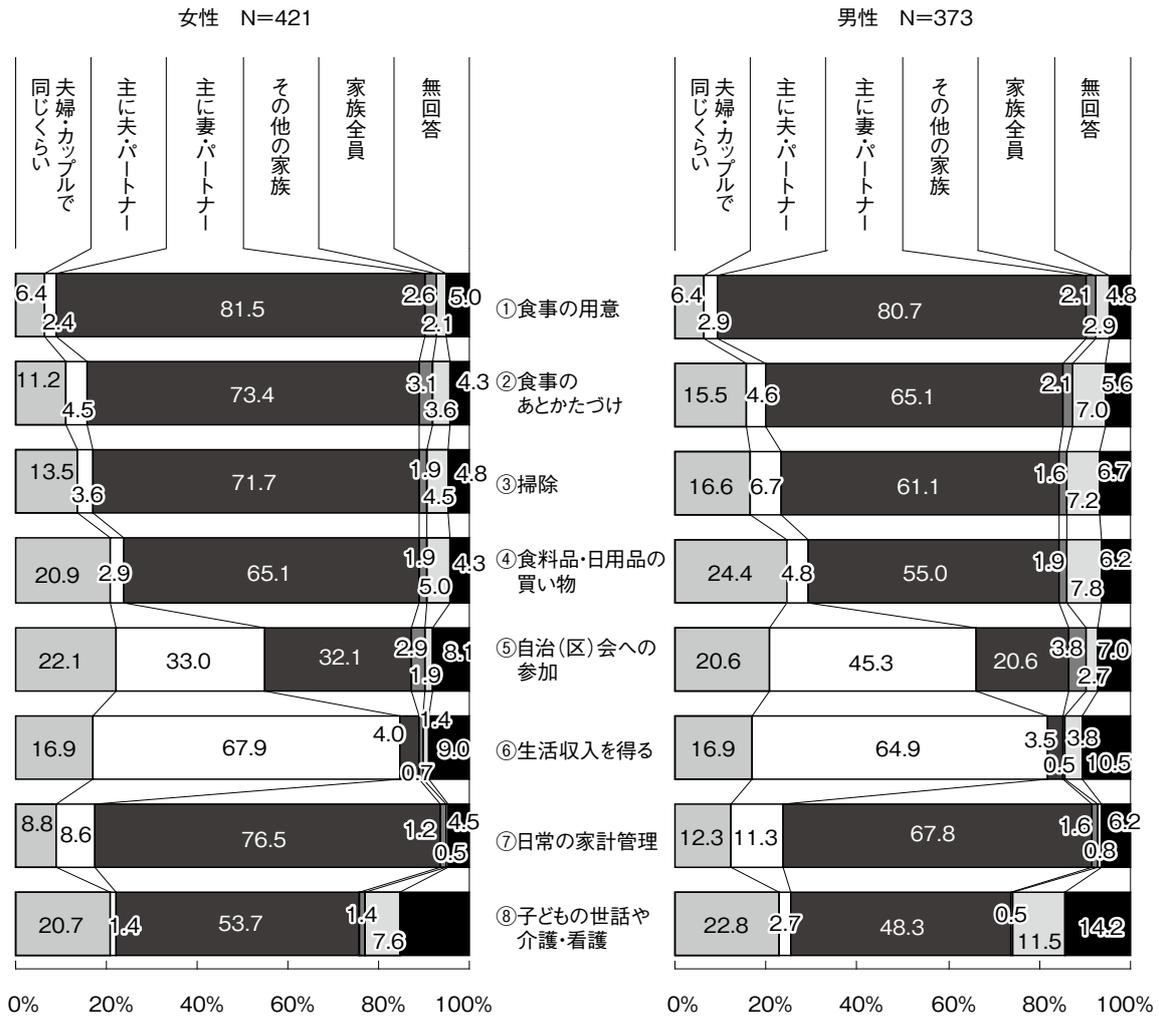
資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」（平成24年度）

図-11 子どもへの希望



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」（平成24年度）

図-12 家庭の仕事の役割分担(配偶者やパートナー有)



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」(平成24年度)



【具体的施策と主な事業】

(2)ー1 学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育の推進 重点項目

本市においては「檀原市人権教育の推進についての基本方針」に基づいて、人権尊重、男女平等教育を推進しているところです。今後も、子どもたちの発達段階に応じて、学習指導要領等に基づいた社会科、家庭科、道徳、特別活動等、学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女平等教育、将来を見通した自己形成をするためのキャリア教育を推進します。

また、家庭や地域のあり方は子どもの成長に大きな影響を与えることから、これからの社会を担っていく若い世代が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自己を確立し、それぞれの個性と能力を活かして自立した生活を送ることができるよう、家庭や地域での男女平等教育・キャリア教育を推進します。

NO	主な事業	事業内容	担当課
17	「檀原市人権教育の推進についての基本方針」（「人権教育推進計画」の作成）に基づく男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●檀原市人権教育研究推進指定校・園をモデルとして、男女平等教育を推進します。 ●檀原市人権教育講師団を活用し、男女平等・人権尊重の浸透を図ります。 ●各学校・園での年度ごとの男女平等教育に関する取組状況の把握をします。 	人権教育課
18	性別にとらわれないキャリア教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちが、社会人・職業人として自立していけるよう、年齢に応じたキャリア教育を推進します。 ●中学校の職場体験学習を充実し、働くことへの理解を深めます。 	学校教育課 人権政策課
19	教職員の研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●生活指導、進路指導等において、男女平等の視点に立った相談ができるよう、研修を充実するとともに、その評価をし、男女平等教育の推進を図ります。 ●男女平等の視点に立った教育相談を実施します。 	学校教育課
20	子どもや若者のための学習や体験活動の推進	子どもや若者が、自ら課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、問題解決できる能力を養うことができるように、「学校」「家庭」「地域」が連携し、ボランティア活動・体験活動への参加、世代間交流の促進を図ります。	社会教育課
21	固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●性別にとらわれない子育ての必要性について家庭教育学級に働きかけ、家庭や教育における男女平等・男女共同参画を学ぶための情報を提供します。 ●家庭教育学級運営者に対して男女共同参画に関する情報提供や研修の機会を充実します。 	社会教育課 人権政策課

(2)ー2 多様な選択を可能にする学習機会の提供

「人生100年時代」を主体的にデザインできるよう、人生のどの時期においても、女性も男性も性別に関わりなく、いつでも、どこでも、学ぶ機会が得られるよう、多様な学習機会の提供を推進します。

NO	主な事業	事業内容	担当課
22	生涯学習に関する情報提供と学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習に関する情報を、様々な機会、媒体を通して提供します。 ●様々な学習機会にだれもが参加しやすいように、託児の実施や開催日時・場所等の工夫をします。 	社会教育課 人権政策課
23	メディア・リテラシー*3の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●市民や地域団体・市内事業所等が男女共同参画の視点に配慮した表現について学べる機会を提供します。 ●学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。 ●中高年層や生活に困難を抱える人々を対象に、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成し、情報格差を解消します。 	人権政策課 学校教育課 社会教育課

(2)－3 男性のエンパワメント*4支援 重点項目

「市民意識調査」では、仕事と個人の生活や家庭・地域活動を大切にしたいと希望している男性は多いものの、現実には仕事を優先している実態があります。(P45参照) こうした状況は、固定的な性別役割分担意識によって男性の生き方を縛り、狭めている現れです。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための整備とともに、男性自身が、男性ゆえの過度の負担感を軽減し、仕事と生活のバランスのとれた充実した人生を送ることができるような総合的な支援を推進します。

NO	主な事業	事業内容	担当課
24	男性の意識改革	男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するための学習機会を提供します。	人権政策課
25	男性の家庭生活、地域活動等への参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。 ●親子や夫婦で気軽に参加できるイベントやセミナーを通して男性の家庭や地域への参加を促進します。 	人権政策課 社会教育課 中央公民館
26	男性のネットワーク支援	若者、子育て中の父親、定年前後の男性、介護を担う男性等のネットワークづくりを支援します。	人権政策課 中央公民館 長寿介護課

*3 メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

*4 エンパワメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいう。

(2)ー4 女性のエンパワメント支援

女性の場合、人生の節目節目での選択肢に迫られて悩む機会が多くあります。男女共同参画広場を中心に、女性がチャレンジし、生涯にわたりキャリアを形成していくための多様な情報提供、活躍事例紹介、学習機会の提供を行います。

また、学習機会の提供や協働でのイベントの開催を通して、女性自身が様々な場に参画する力をつけていくための支援を行います。

NO	主な事業	事業内容	担当課
27	女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●様々なチャレンジに関する情報を収集し、多様な媒体を通じて情報提供をします。 ●男女共同参画広場、公民館等において様々な講座を開催します。 	人権政策課 中央公民館
28	男女共同参画の視点に立ったグループや女性リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する講座の開催を通じて、活動グループづくりの支援や女性リーダーの育成を推進します。 ●講座やイベントの企画・運営等の実践的な活動を通して、女性のエンパワメントの支援を行い、女性リーダーを育成します。 ●市内事業所や地域団体、市民活動団体等で活躍する女性リーダーをつなぐネットワークづくりの支援をします。 	人権政策課 市民協働課 産業振興課
29	女性のロールモデル*5の発掘・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な分野で活躍する女性の発掘のため、市内事業所や各種団体、大学等との連携を推進します。 ●ロールモデルの活動事例等について情報提供を行います。 	人権政策課

*5 ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルをいう。「女性のチャレンジ支援策について」（平成15年4月男女共同参画会議意見）では、一人ひとりが具体的に自分に合ったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。

基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

施策の方向(3) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

【現状と課題】

女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っています。しかし、これらの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低調で、大きな課題です。

世界経済フォーラムが毎年発表するジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index: GGI）（世界各国の男女平等度合いを指数化したもの）によれば、日本は135か国中101位（2012年）です。本指数は、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから作成され、日本の場合は、特に、政治分野及び経済分野における男女差が大きいためにこのような低い順位になっています。

こうした状況を踏まえ、国においては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は、わが国の社会にとって喫緊の課題であると捉え、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を設定し、そのための方策として、様々な実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）^{*6}の推進を掲げています。

橿原市においては、審議会等の委員における女性の割合は2012年（平成24年）4月で20.7%と、「橿原市男女共同参画行動計画（第2次）」の目標数値である30%に達していません。学術分野、専門職、地域の長などに女性がいないことや、女性の参画しにくい審議会等の設置に基づく条例等のあり方が、女性の参画を遅らせている要因と考えられます。

また、市の管理職に占める女性の割合は、17.2%にとどまっていますし、地域の各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画も低調です。

今後、将来にわたり、橿原市が活力ある社会を創造していくためには、ダイバーシティ^{*7}の考え方に基づいて、多様な人材による新たな発想を取り入れていくことが求められています。

そのためには、市はもとより、それぞれの分野や団体等の特性に応じて、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進することが重要です。

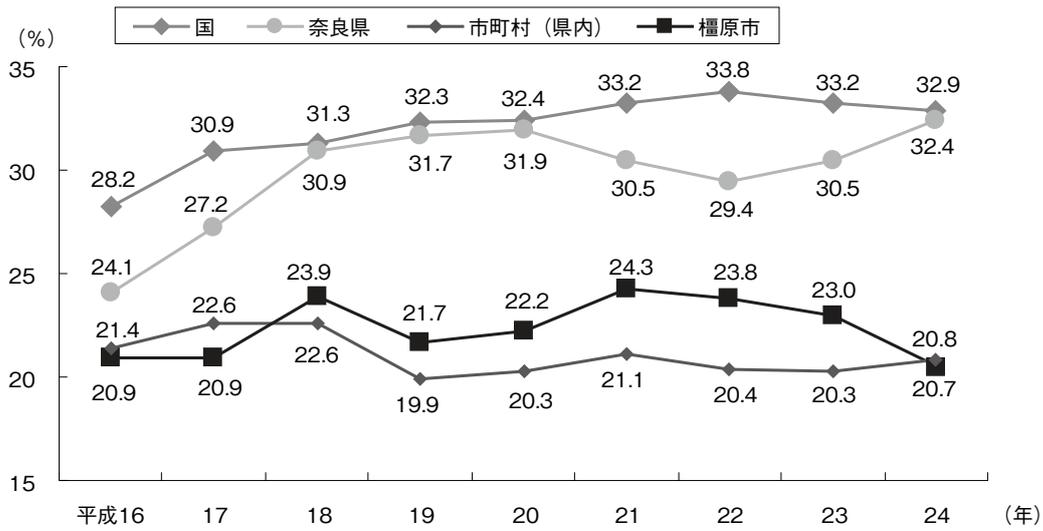
*6 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していく。例えば、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

*7 ダイバーシティ

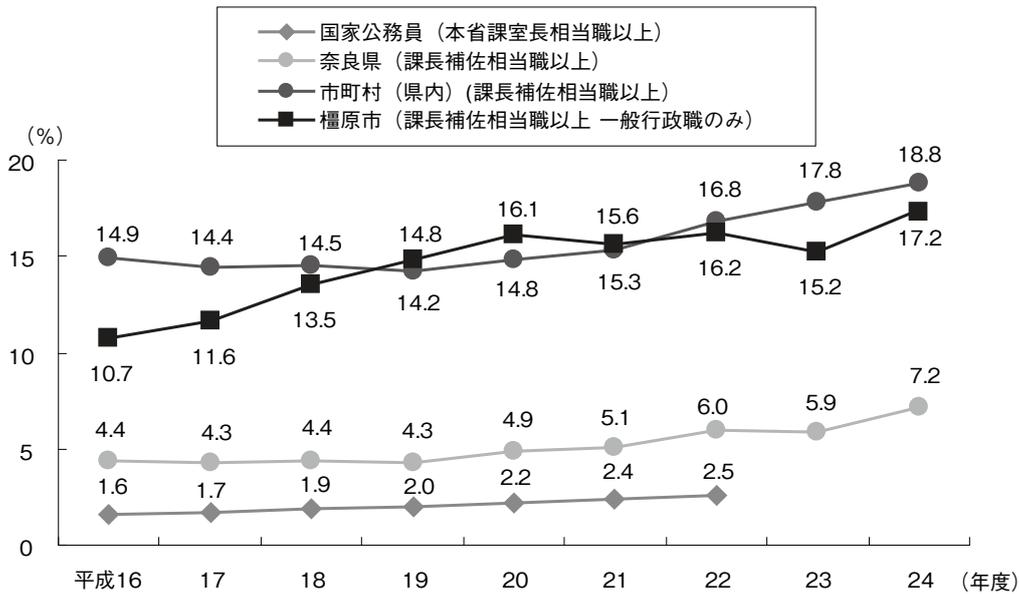
「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

図-13 審議会等における女性委員割合の推移(国・奈良県・橿原市)



資料：国は内閣府男女共同参画局（各年9月30日現在）、奈良県は「なら男女GENKIプラン」（各年3月31日現在）、市町村は奈良県女性支援課（各年3月31日現在）、橿原市は内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成」（各年3月31日現在）

図-14 公務員管理職の女性割合の推移(国・奈良県・橿原市)



資料：国は内閣府総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」（各年1月15日現在）、奈良県と市町村は奈良県女性支援課（奈良県は教職員、医療関係職及び派遣・出向を除く各年4月1日現在、市町村は教職員除く、各年4月1日現在）、橿原市は橿原市人事課（各年4月1日現在）

表-1 農業委員会、自治会等の意思決定過程への女性の参画率の推移(檀原市)

団体名		平成20年度	21年度	22年度	23年度
自治会長	総数	11人	11人	11人	11人
	女性	1人	1人	1人	1人
	女性の参画率	9.1%	9.1%	9.1%	9.1%
小学校のPTA 会長	総数	16人	16人	16人	16人
	女性	0人	0人	1人	1人
	女性の参画率	0.0%	0%	6.3%	6.3%
中学校のPTA 会長	総数	6人	6人	6人	6人
	女性	0人	0人	0人	0人
	女性の参画率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
子ども会代表	総数	11人	10人	11人	11人
	女性	3人	3人	3人	3人
	女性の参画率	27.3%	30.0%	27.3%	27.3%
老人会代表	総数	77人	78人	79人	74人
	女性	5人	4人	4人	4人
	女性の参画率	6.5%	5.1%	5.1%	5.4%
市民活動交流広場 登録団体代表	総数			181人	139人
	女性			67人	68人
	女性の参画率			37.0%	48.9%
農業委員	総数	26人	26人	26人	26人
	女性	0人	0人	0人	1人
	女性の参画率	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%

資料：自治会長・市民活動交流広場登録団体は市民協働課（各年度3月31日現在）、小中学校PTA会長・子ども会代表は社会教育課（小中学校PTA会長…各年度5月31日現在）（子ども会代表…各年度4月30日現在）、老人会代表は福祉総務課（各年度4月1日現在）、農業委員は農業委員会（各年度4月1日現在）



【具体的施策と主な事業】

(3)－1 市審議会等への女性の参画促進 重点項目

審議会等への女性の参画が進まない要因を探り、参画率を上げるための実効性のある取組を進めます。また、様々な分野で活躍する女性の人材情報の収集・提供を行います。

NO	主な事業	事業内容	担当課
30	檀原市審議会・行政委員会への女性の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●市職員が審議会等への女性の参画の重要性についての認識を深め、女性の参画推進を図ります。 ●様々な分野で活躍する女性の人材情報の収集・提供を行います。 	全課

(3)－2 市役所における女性の積極的登用

「檀原市人材育成基本方針」にのっとり、人事制度の充実、職場環境の整備等を進め、男女がともに能力と個性を發揮しながら、同等の職務を担えるよう切磋琢磨し合いながら、地域に合った行政運営を効果的かつ効率的に実施できる人材を育成していきます。それによって、女性の管理職率の向上を図るなど、市が率先して、女性の登用を積極的に推進します。

NO	主な事業	事業内容	担当課
31	市役所の管理職への女性の登用	<ul style="list-style-type: none"> ●女性職員の職域・職務拡大を推進します。 ●女性の職員・教職員の管理職への登用拡大を図ります。 ●研修の充実やメンター*8制度の導入等により、女性職員の参画意識の向上を図ります。 	人事課 学校教育課

(3)－3 事業所等における政策方針決定過程への女性の参画促進

事業所や自治会等の地域団体、市民活動団体では、女性が活躍しているにも関わらず、方針を決定する過程にいる女性は少ない場合が多く、男女の役割が偏っています。

事業所や地域活動などにおける男女共同参画の実情を把握・公開するとともに、男女双方が方針決定過程への参画の重要性についての啓発活動や情報提供を進め、政策方針決定過程に女性が平等に参画することの意義について働きかけます。

NO	主な事業	事業内容	担当課
32	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する情報や学習機会の提供及び女性の登用に関する社会的機運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●市内事業所に対してポジティブ・アクションについての啓発や情報提供を推進します。 ●地域団体や市民活動団体に対して地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るための啓発活動を推進します。 	産業振興課 市民協働課 人権政策課

*8 メンター

自分自身の仕事やキャリアの手本となり、助言・指導してくれる人材のこと。

施策の方向(4) まちづくりにおける男女共同参画の推進

【現状と課題】

「地域」は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場です。これまでは、自治会やPTA、子ども会、老人会など様々な地域団体による支援や、「向こう三軒両隣」の意識で、共生・共助が成り立っていました。しかし、少子・高齢化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化によって、地域の共生・共助は立ち行かなくなっています。

今後、地域力を高め、持続可能な社会を築いていくためには、地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大はもとより、まちづくりや観光、防災分野、子育て支援活動等、課題解決型の活動が重要になってきます。

本市においては、これまでも女性が積極的に参加・参画しているという実績がありますし、「市民意識調査」の結果では、今後の地域活動への参加意向は、各年代ともに高くなっています。その一方で、若年層の参加が少ないという課題もあります。特定の性や年齢層で担われている分野に男女双方が参画していくことが必要です。

2011年(平成23年)には、男女共同参画推進拠点である「男女共同参画広場」が開設しました。本市には男女共同参画の視点で活動を続けるグループや個人、リーダーを担える女性たちが育っています。こうした団体や個人との協働を進める必要があります。また、複合施設であり、利便性が高いことを活かし、他部署と連携した男性や若者、子どもたちにとって身近な男女共同参画の取組が必要です。

表-2 性・年代別 地域活動等への参加の経験と今後の意向

		全体	これまで参加したことがある、現在参加している、今後も参加したい	これまで参加したことがない、今後は参加したい	これまで参加したことがある、現在参加している、今後は参加したくない	これまで参加したことがない、今後も参加したくない	無回答
全体	上段/実数 下段/%	1050 100.0	445 42.4	198 18.9	162 15.4	191 18.2	54 5.1
女性	20歳代	60 100.0	3 5.0	28 46.7	1 1.7	27 45.0	1 1.7
	30歳代	92 100.0	31 33.7	23 25.0	14 15.2	22 23.9	2 2.2
	40歳代	97 100.0	35 36.1	12 12.4	29 29.9	16 16.5	5 5.2
	50歳代	107 100.0	64 59.8	9 8.4	19 17.8	11 10.3	4 3.7
	60歳代	155 100.0	71 45.8	32 20.6	23 14.8	20 12.9	9 5.8
	70歳以上	77 100.0	28 36.4	11 14.3	17 22.1	13 16.9	8 10.4
男性	20歳代	30 100.0	6 20.0	9 30.0	— —	13 43.3	2 6.7
	30歳代	70 100.0	19 27.1	22 31.4	5 7.1	22 31.4	2 2.9
	40歳代	70 100.0	30 42.9	9 12.9	16 22.9	12 17.1	3 4.3
	50歳代	72 100.0	41 56.9	13 18.1	8 11.1	7 9.7	3 4.2
	60歳代	119 100.0	65 54.6	19 16.0	16 13.4	13 10.9	6 5.0
	70歳以上	93 100.0	49 52.7	10 10.8	12 12.9	14 15.1	8 8.6

資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」(平成24年度)

【具体的施策と主な事業】

(4)－1 男女共同参画広場の機能の充実 重点項目

男女共同参画広場を男女共同参画推進の拠点施設と位置づけ、市民や事業者、各種団体等と協働で男女共同参画推進施策を進めます。

特に、男女平等・男女共同参画の視点を事業所や地域、家庭に浸透させるためのキーパーソンの育成に努めます。

NO	主な事業	事業内容	担当課
33	市民活動グループや市民の交流、自主的な活動の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が主体的に運営し、交流、情報収集・交換、企画などができるように支援します。 ●女性の芸術や文化、ものづくり等の表現活動を支援します。 	人権政策課
34	相談機能の充実	だれもが気軽に相談できるよう、環境の整備をするとともに、相談窓口の周知を図ります。	人権政策課
35	講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●セミナーやイベントの企画・運営等の実践的な活動を通して、男女市民のエンパワメントを支援します。 ●様々なチャレンジに関する情報を収集し、多様な媒体を通じて情報提供をします。 ●働く女性のための講座や、再就職を希望する女性のための講座等を開催します。 	人権政策課

(4)－2 地域活動における男女共同参画の推進

老若男女が、主体的に多様な地域活動や市民活動に参加・参画できるよう、好事例等きめ細かな情報提供をするとともに、学習機会を提供し、「地域力」を高める支援をします。

また、参加意向が強いにも関わらず、現実には地域活動に携わっていない男性や若年層が参加・参画できるよう支援を進めます。

NO	主な事業	事業内容	担当課
36	地域活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動を行うリーダーの男女共同参画への理解が進むよう、自治会、老人会、PTA活動等への出前講座を充実します。 ●防犯・防災活動、高齢者の見守り活動、子育て支援活動等の地域活動に多様な年齢層の男女が参画できるよう促進します。 ●地域の課題解決や実践的活動の好事例等の情報収集・提供を充実します。 ●男女共同参画の視点に立った地域活動が行われるよう、市社会福祉協議会や市ボランティア連絡協議会等との連携を図ります。 	市民協働課 人権政策課
37	在住外国人等との交流の促進	地域で暮らす在住外国人女性等と相互理解を深められるように、市民活動団体等と協働して、交流を充実します。	企画政策課 人権政策課

(4)－3 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

貴重な歴史遺産を有する橿原市においては、観光事業への取組は重要です。近年の観光の潮流が、地元住民と交流・体験ができる観光へと変化してきている中で、女性を含めた多世代の市民との協働を進めます。

また、だれもがいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できることをめざし、各小学校区で設置されている地域福祉推進委員会との連携を強化し、地域に根ざした活動における組織の運営や活動の進め方において男女共同参画を促進していきます。

NO	主な事業	事業内容	担当課
38	男女共同参画の視点に立った観光事業の推進	女性等の視点を活かした観光施策を推進します。	観光課
39	ボランティア活動への男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動交流広場と連携を強化し、ボランティア活動やNPO等への参画推進のための情報提供や相談活動等を充実し、支援を推進します。 ●まちづくり、子どもや高齢者の見守り活動などの地域の課題解決のための地域活動に多様な年齢層の男女双方が参画することを促進します。 	市民協働課
40	環境等の分野への男女共同参画の視点の反映	地域における温暖化対策や美化運動等の環境保全活動に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけます。	環境保全課

計画の実践例

◆ 橿原市ボランティア連絡協議会

橿原市内のボランティア活動を行っている28団体、1,046名の会員で構成されています。現在、市民活動交流広場を活動拠点とし、各ボランティア団体等との交流を深め、より一層地域に根ざしたネットワークづくりができるよう、活動をしています。

具体的な活動としては、「地域の居場所づくり」を目指し、だれもが楽しく気軽に参加できるように、毎月10日、市民活動交流広場で、小物作りをしながら、お茶を飲んでボランティア活動について話ができるサロンを開催しています。地域活動に参加したいけれど、まだ携わっていない男性や若年層の方々に是非参加していただきたいと思っています。

自分たちが住む、住みよい街づくりを目指し、「地域力」、そして何より「自分」を高めるために、地域活動に参加しましょう。また、ボランティア団体との交流もしています。

計画の実践例

◆ 男女共同参画広場で開催している講座

家庭生活における男女共同参画を推進するため、男性も身近な家事等を学ぶことができる講座やパパも一緒に子育てを楽しむイベントを開催しています。そして、男女が共に自分らしく、元気に人生を送るための講座や女性自身が様々な場に参画できるよう自分磨きのための講座を開催しています。

再就職を希望する女性のためには、まずは就職に向けて、一步踏み出すきっかけになるよう、県やハローワークと連携して、就職に必要な知識や求職活動の進め方を学ぶ再就職のセミナーも開催しています。

施策の方向(5) 防災における男女共同参画の推進

【現状と課題】

2011年(平成23年)3月11日、未曾有の災害に見舞われたわが国では、防災・復興に対する関心が高まっています。

本市においても、南海トラフ大地震の想定では震度7クラスの地震の発生も視野に入れて防災・減災の取組を進めているところです。

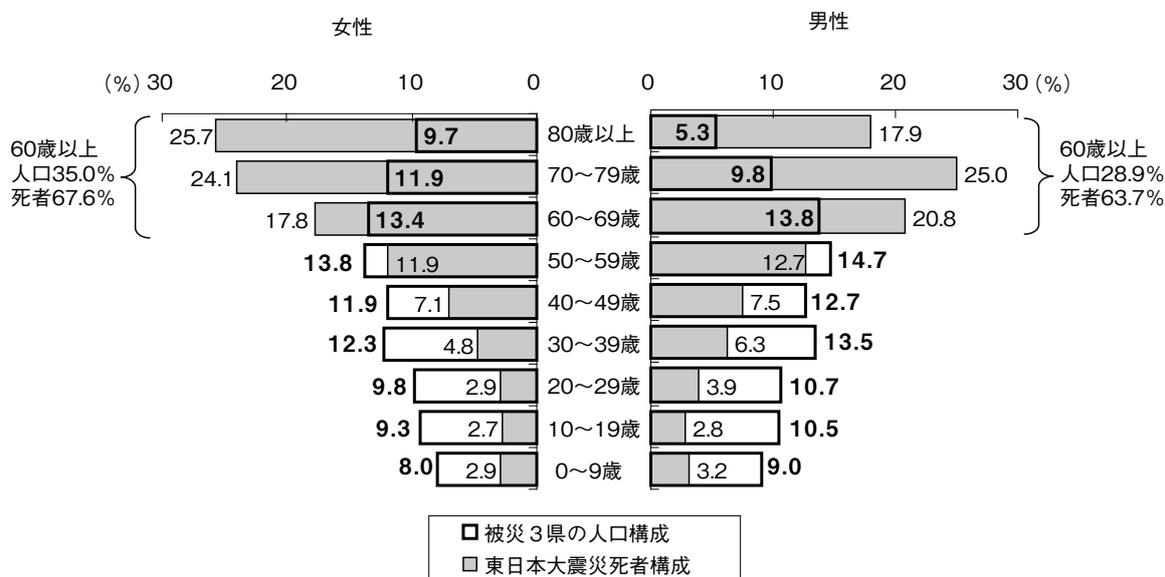
政府の行った調査によると、東日本大震災での被災3県における死者数のうち60歳以上の占める割合は男女とも6割を超え、女性の死者数の4分の1以上が80歳以上で、高齢女性が犠牲となる割合が多くなっています。また、避難所での生活で困ったことについては、シャワーや入浴ができない、プライバシーの確保、トイレの数などで女性の割合が高くなっています。

東日本大震災等の犠牲の上での貴重な教訓をもとに、災害時には高齢者や障がい者(児)、外国人、乳幼児のいる家庭、ひとり暮らし世帯等への様々な配慮の必要性や、復興再建時の避難場所での生活、仮設住宅での安全・安心の確保、ストレスやこころのケアへの対応、女性の参画の推進と生活者の視点の反映等、男女共同参画の視点からの多くの課題が抽出されています。

災害時、復興再建時における男女をめぐる問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が必要です。

そのためには、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮すべき事項を地域防災計画に規定するとともに、防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直し、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する必要があります。

図-15 東日本大震災における男女別死者数と地域人口の年齢構成比率(岩手県・宮城県・福島県)



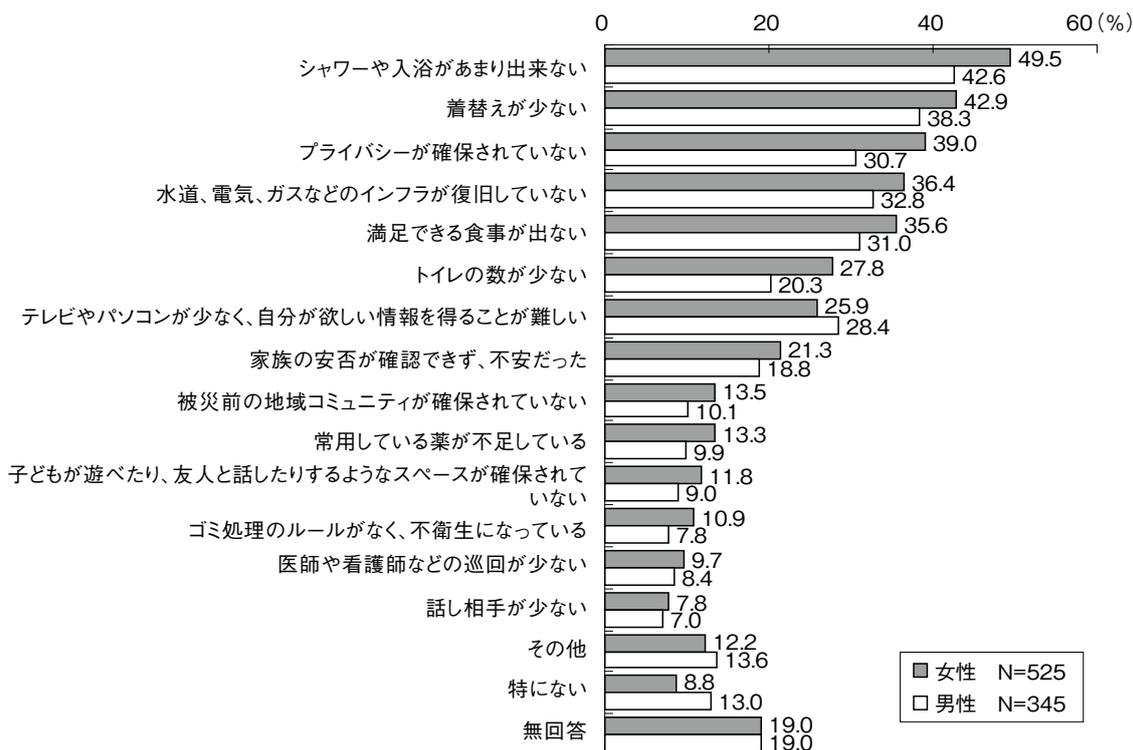
※1. 警察庁「東北地方太平洋沖地震による死者の死因等について(23.3.11~24.3.11)」及び総務省「国勢調査」(平成22年)より作成。

※2. 数値は男女それぞれを100としたときの各年齢階層の構成比(%)。

※3. 被災3県の人口構成は、年齢不詳を除く。東日本大震災死者構成は、性・年齢不詳を除く。

資料：内閣府『平成24年版男女共同参画白書』

図-16 災害直後からの避難所での生活について困っていること(岩手県・宮城県・福島県)



※1. 内閣府・消防庁・気象庁共同調査「津波避難等に関する調査」(平成23年)をもとに、内閣府男女共同参画局による男女別集計。
 ※2. 調査対象は、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域で県内避難をしている被災者870人(女性525人、男性345人)。
 ※3. 調査時期は、平成23年7月上旬から下旬。

資料：内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

【具体的施策と主な事業】

(5)-1 防災における男女共同参画の推進

東日本大震災等の経験から、災害では高齢女性の死亡が多いことや、家庭的責任が女性に集中する等の問題が明らかになっています。また、避難所においても男女それぞれのニーズに配慮することの重要性が指摘されています。被災時や復興段階における男女のニーズの違いに着目し、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立します。

NO	主な事業	事業内容	担当課
41	男女共同参画の視点に配慮した「地域防災計画」「防災マニュアル」の立案と推進	<ul style="list-style-type: none"> ●防災会議等、防災に関する方針決定過程への女性の参画を促進します。 ●地域防災計画や各種防災マニュアル、避難所マニュアルに、女性や高齢者、障がい者、外国人、子ども、乳幼児のいる家族等への視点が反映されるよう取り組みます。 	危機管理課
42	男女共同参画の視点に立った自主防災組織の運営	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織の方針決定過程への女性の参画を促進します。 ●女性等が防災力をつける機会を充実します。 ●緊急時において固定的な性別役割分担意識にとらわれず行動ができるよう、平時から男女が協力した地域活動を推進します。 	危機管理課
43	女性消防団の取組の充実	地域における防災リーダーという観点に立って、女性消防団の充実を図ります。	危機管理課

計画の実践例

◆ 女性消防団

橿原市消防団第10分団（女性消防団）は、阪神淡路大震災において犠牲になられた多くの方が高齢者単身世帯であったことを教訓として結成され、「かしはら万葉ひまわり」の愛称で呼ばれ、地域に密着した活動をしています。

年間を通じてひとり暮らしの高齢者に対して防火訪問指導を行うのが主な任務です。その中では、緊急時の連絡先及び連絡方法等を記載したボードを配布し、防火・防災上の必要な点検や指導及び避難に関する周知を図っています。

また、災害現場の後方支援や情報収集のほか、近年各地域に結成されている自主防災組織への心肺蘇生訓練やAEDの取扱方法などの指導や、消防署など関係機関と連携し、防災に関する広報活動も行っています。



基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくり

施策の方向(6) 女性や若者の就業支援

【現状と課題】

就労は、基本的人権であると同時に、生活の経済的基盤です。

また、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは、社会を支え、持続可能な経済発展のための活力の源という点からも、極めて重要な意義を持ちます。

しかし、近年のわが国は、経済の低迷から脱却できず、非正規雇用の増加等、就労における状況の不安定さが増しています。女性の場合は、2005年（平成17年）以降、雇用者の5割以上がパートタイム労働などの非正規雇用者ですし、男性においても2011年（平成23年）には2割程度と急増しています。（P5参照）

非正規雇用は、相対的に低賃金で雇用が不安定であるとともに、キャリア形成の機会が得にくく、自立的・安定的な生活を確保するのが難しくなります。

本市の女性の年齢階級別労働力率は、全国平均よりは低いものの、2000年（平成12年）と2010年（平成22年）を比較すると、各年齢階級でアップし、特に、M字カーブ*⁹の底となる30～34歳の労働力率が19ポイント上がり、35歳以上においても10ポイント以上上がっています。

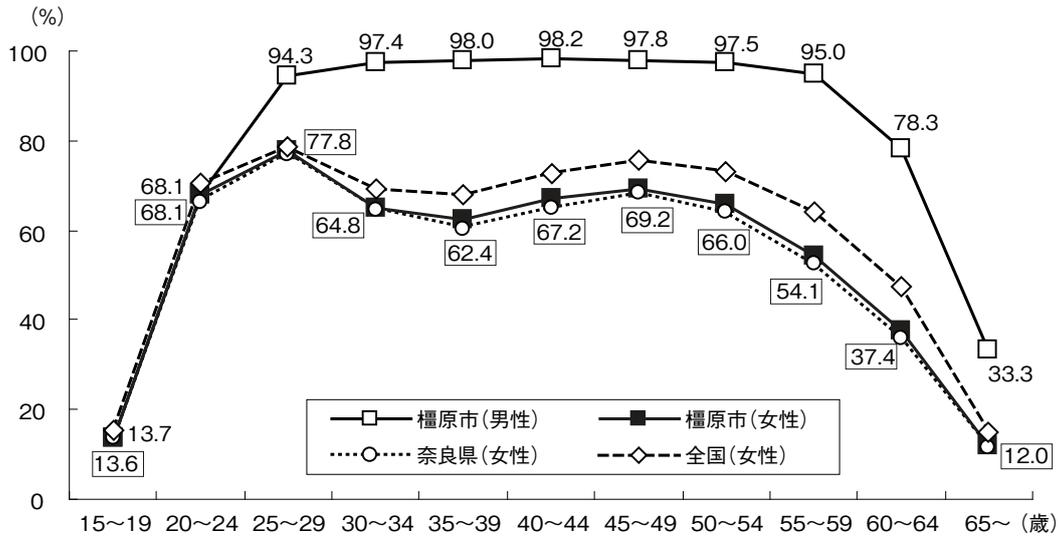
女性が働き続けることができ、暮らしていける賃金を確保できるよう、男女間の賃金格差の解消や、これまで以上の「M字カーブ問題」の解消、均等な機会と公正な待遇の確保等に取り組むことが重要です。

また、厳しい雇用情勢の下、いわゆるフリーターなど就労状態の不安定な若者や、学校を卒業後も無業でいる若者など、経済的に自立できない若者が増加し、社会の活力にも影響を及ぼしかねない状況になっています。次代を担う若者が自己肯定し、様々な社会的活動にチャレンジできるよう、自立・就職活動等の支援を進める必要があります。

*9 M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

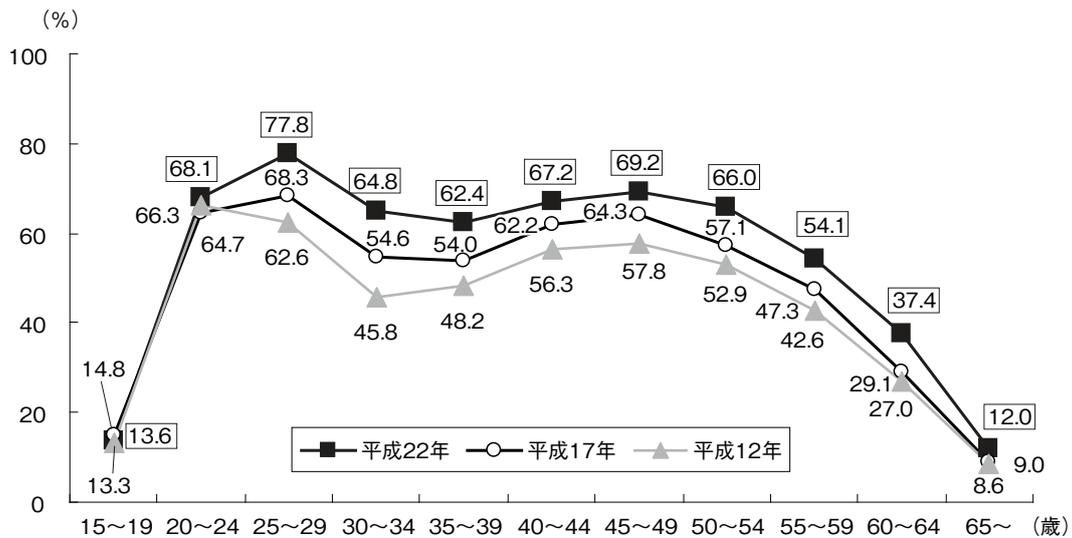
図-17 年齢階級別労働力率(全国・奈良県・橿原市)



※労働力率 15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合

資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

図-18 女性の年齢階級別労働力率の推移(橿原市)



※平成22年は労働力状態不詳を除く、平成12年及び平成17年は労働力状態不詳を含む

資料：総務省「国勢調査」

【具体的施策と主な事業】

(6)-1 職業能力の開発と就業のための支援

女性が経済的に自立することは、将来を通じて自分らしく生きることにつながります。多様な生き方があることを前提に、どのような働き方を選んでも能力を十分に発揮して自分らしくいきいきと働けるよう、女性労働者並びに事業主の固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、女性労働者の就業能力を高めるための情報提供、能力開発、相談窓口の充実等の施策を積極的に推進します。

NO	主な事業	事業内容	担当課
44	仕事情報や労働相談・就職相談の周知	国や県と連携し、仕事情報の提供や労働相談・就職相談を充実します。	産業振興課
45	女性の再就職・転職支援	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て女性就職相談窓口やマザーズコーナー（ハローワーク大和高田内）等再就職、転職の支援を行います。 ●合同面接会の開催や再就職講座の開催等を行います。 	人権政策課 産業振興課
46	多様な就業意向に応じた支援の充実	商工会議所と連携して中小企業に働く女性のスキルアップ、キャリアアップの支援を行います。	産業振興課 人権政策課

(6)－2 農業や商工自営業等における男女共同参画の推進

農業や商工業に従事する女性たちがそれぞれの能力を十分に発揮して地域ビジネスの展開や新産業の創出を図れるよう、情報提供等の支援をします。

NO	主な事業	事業内容	担当課
47	女性経営者の育成支援	商工会議所等と連携し、情報提供等必要な支援に努めます。	産業振興課
48	女性自営業者のネットワーク支援	女性の農業従事者や自営業者のネットワークづくりの支援をします。	産業振興課 人権政策課

(6)－3 若者の自立支援 重点項目

無業の若者の自立をめぐる問題の背景には、貧困や家庭状況、不登校等学校の問題、心身の障がい、地域の産業衰退、本人のスキル不足、対人不安等、多種多様な問題があると考えられます。

無業の若者の自立支援は、早期発見が大きなカギとなることから、若者の自立について個人や家庭まかせにするのではなく、社会的課題として位置づけた上で、教育・生涯学習・就労・社会保障・家族・健康医療等を包括した自立支援のしくみづくりを進めます。

NO	主な事業	事業内容	担当課
49	若者の自立就労支援	若者の自立のための相談会の周知並びに充実を図ります。	産業振興課
50	貧困の連鎖を断ち切るなど、親子が安心して生活できる環境づくり・若者の社会参加・自立支援	家庭の状況に関わらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心などを身につけることができるよう、家庭に対する支援を行います。	子育て支援課 こども未来課 学校教育課
51	若い女性のための就労等支援	若い女性無業者等の自立、就労を支援するため、心身の健康面からの支援を行いつつ、パソコンなど就業準備のための講座を実施します。	人権政策課 産業振興課

施策の方向(7) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

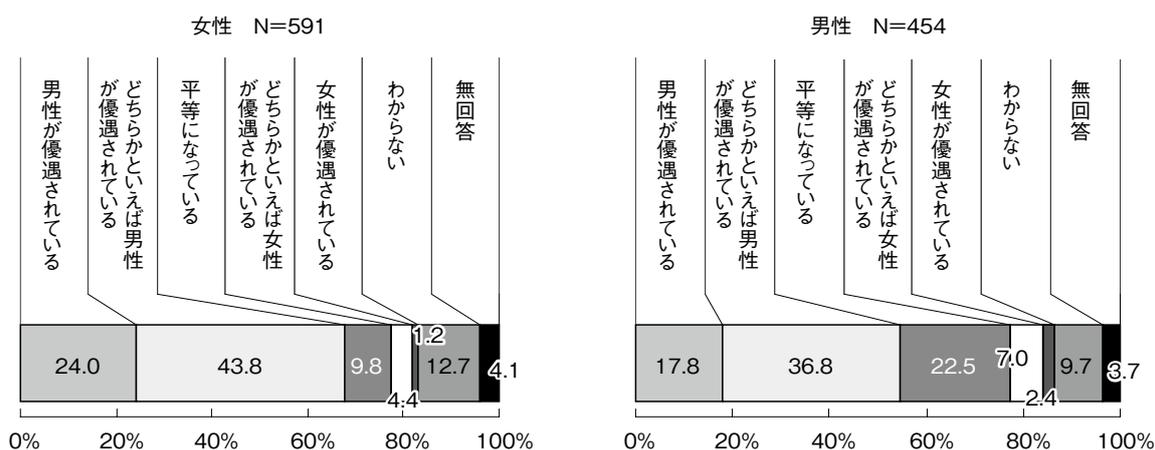
【現状と課題】

「男女雇用機会均等法」など労働関連法の整備にも関わらず、「市民意識調査」では職場における男女の不平等感が明らかになりました。男女とも『男性優遇』と感じている人が多く、職場の慣行や雇用管理が正社員の男性中心に行われていること等、固定的な性別役割分担意識が根強いことがその背景にあると考えられます。

また、セクシュアル・ハラスメント*10の被害については、女性では4割、男性では2割が経験していると回答しています。

近年、一部の企業では、男女にとって働きやすい職場づくりが企業の成長につながると、企業の社会的責任の一つとして、積極的に人権や男女平等への取組を進めています。こうした好事例を紹介しながら、職場において女性と男性が対等なパートナーとして能力を発揮できるような職場づくりに積極的に取り組むよう働きかけを進める必要があります。

図-19 「職場」における男女の地位の平等感



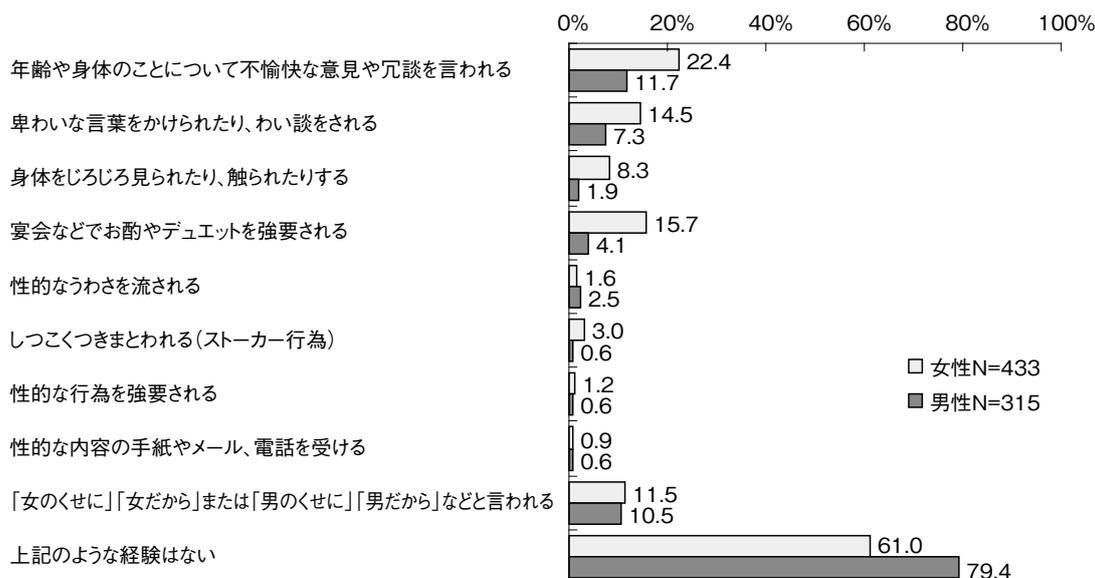
資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」(平成24年度)

*10 セクシュアル・ハラスメント／スクール・セクシュアル・ハラスメント

いわゆる「性的嫌がらせ」のことで、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、その対応によって仕事をする上で不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。被害は男女どちらにも起こりえるが、圧倒的に女性が被害を受けることが多い。

学校内での主に教師から児童・生徒・学生に対するセクシュアル・ハラスメントをスクール・セクシュアル・ハラスメントという。セクシュアル・ハラスメントは地域社会などでも起きている。

図-20 「職場」におけるセクシュアル・ハラスメントの被害の経験



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい橿原市をつくるためのアンケート調査」(平成24年度)

【具体的施策と主な事業】

(7)ー1 職場における男女共同参画の取組の促進

事業所に対して、「男女雇用機会均等法」を踏まえた男女の均等な機会及び待遇の確保の実現や、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進等による男女間格差の是正、男女間賃金格差の解消などの重要性についての啓発活動や相談窓口等を充実します。

NO	主な事業	事業内容	担当課
52	事業所における男女平等意識の啓発	企業内人権教育推進協議会や商工会議所などと連携を図り、事業所に対してセクシュアル・ハラスメント防止等、働きやすい職場づくりに対する情報提供を実施します。	産業振興課
53	労働に関する法律や制度の周知徹底	職場における男女平等を図るため、改正男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報提供を行います。	産業振興課 人権政策課

施策の方向(8) 仕事と家庭・地域活動との両立支援

【現状と課題】

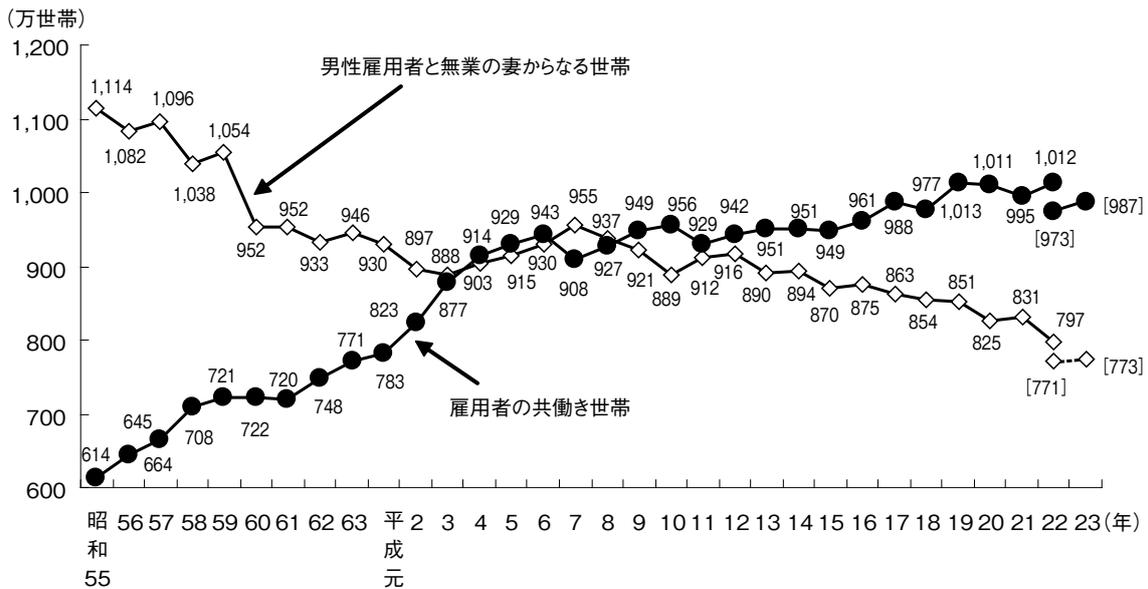
国においては、2007年(平成19年)12月に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」を策定し、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をめざすべき社会の姿として掲げています。

本市が行った「市民意識調査」をみると、理想では仕事と家庭生活等の両立を望んでいるにも関わらず、現実では仕事か家庭生活かの選択の割合が高くなっていますし、実際の仕事や家事・育児・

介護等の時間をみても、男性の長時間労働と家事・育児・介護等の時間の少なさがわかります。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の取組は、一人ひとりの生活にゆとりと豊かさをもたらします。そして、企業にとっては、業務の効率化や従業員の定着、有能な人材の確保、企業イメージの向上などにつながるものです。仕事と子育てや介護が両立できるよう、サービスを充実するとともに、企業や男女労働者に対して、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の重要性について普及、啓発していく必要があります。

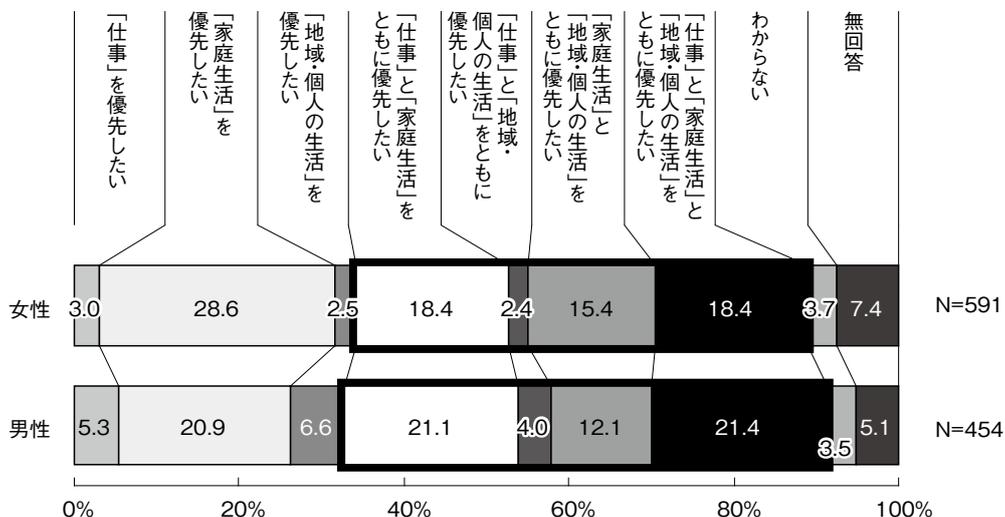
図-21 共働き世帯の推移(全国)



- ※ 1. 昭和55年から平成13年は総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし昭和55年から57年は各年3月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。
- ※ 2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
- ※ 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
- ※ 4. 平成22年及び23年の [] 内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

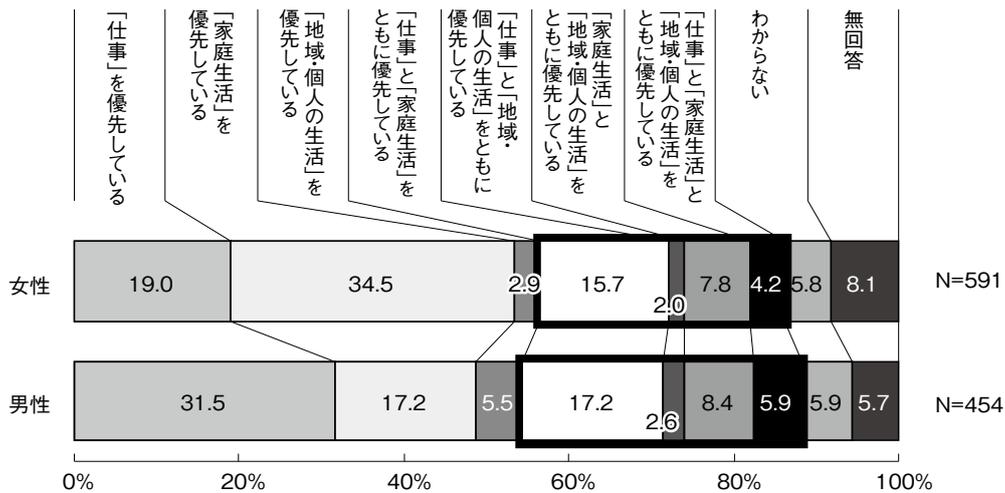
資料：内閣府『平成24年版男女共同参画白書』

図-22 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の希望



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」（平成24年度）

図-23 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の現実



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」(平成24年度)

表-3 性・年代別 1日の仕事(在宅就労を含む)時間(平日)

		全体	なし	4時間未満	4時間～6時間未満	6時間～8時間未満	8時間～10時間未満	10時間～12時間未満	12時間以上
全体	上段/実数	571	12	41	61	94	186	94	74
	下段/%	100.0	2.1	7.2	10.7	16.5	32.6	16.5	13.0
女性	20歳代	41	1	2	3	4	15	8	8
		100.0	2.4	4.9	7.3	9.8	36.6	19.5	19.5
	30歳代	56	1	4	10	15	16	5	4
		100.0	1.8	7.1	17.9	26.8	28.6	8.9	7.1
	40歳代	74	1	5	13	20	24	6	4
	100.0	1.4	6.8	17.6	27.0	32.4	8.1	5.4	
男性	50歳代	69	—	6	10	15	21	12	5
		100.0	—	8.7	14.5	21.7	30.4	17.4	7.2
	20歳代	21	—	1	1	2	6	4	7
		100.0	—	4.8	4.8	9.5	28.6	19.0	33.3
30歳代	63	3	1	1	7	14	20	16	
		100.0	4.8	1.6	1.6	11.1	22.2	31.7	25.4
	40歳代	65	1	2	—	5	24	18	14
	100.0	1.5	3.1	—	7.7	36.9	27.7	21.5	
50歳代	66	—	—	—	5	35	15	9	
	100.0	—	—	—	7.6	53.0	22.7	13.6	

資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」(平成24年度)

表-4 性・年代別 1日の家事・育児・介護等の時間(平日)

		全体	ほとんどない	30分未満	30分～1時間未満	1時間～2時間未満	2時間～3時間未満	3時間～4時間未満	4時間～5時間未満	5時間以上
全体	上段/実数	571	162	78	67	70	64	39	24	50
	下段/%	100.0	28.4	13.7	11.7	12.3	11.2	6.8	4.2	8.8
女性	20歳代	41	22	8	2	4	3	1	1	—
		100.0	53.7	19.5	4.9	9.8	7.3	2.4	2.4	—
	30歳代	56	5	3	4	5	10	7	5	16
		100.0	8.9	5.4	7.1	8.9	17.9	12.5	8.9	28.6
	40歳代	74	4	3	8	10	14	9	5	21
	100.0	5.4	4.1	10.8	13.5	18.9	12.2	6.8	28.4	
男性	50歳代	69	1	1	6	12	19	16	7	6
		100.0	1.4	1.4	8.7	17.4	27.5	23.2	10.1	8.7
	20歳代	21	9	6	5	1	—	—	—	—
		100.0	42.9	28.6	23.8	4.8	—	—	—	—
30歳代	63	19	14	14	9	4	—	—	—	
		100.0	30.2	22.2	22.2	14.3	6.3	—	1.6	—
	40歳代	65	30	15	11	7	1	—	—	—
	100.0	46.2	23.1	16.9	10.8	1.5	—	—	—	
50歳代	66	35	16	7	6	2	—	—	—	
	100.0	53.0	24.2	10.6	9.1	3.0	—	—	—	

資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」(平成24年度)

【具体的施策と主な事業】

(8)ー1 働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランス実現のための支援 重点項目

仕事と仕事以外の生活が両立できるよう、長時間労働を前提とした働き方の見直しや短時間勤務や在宅勤務等のライフスタイルに応じた多様な働き方の提案、育児・介護休業制度の定着促進等、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」実現のための啓発や情報提供等の支援を進めます。

NO	主な事業	事業内容	担当課
54	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性について普及・啓発・情報提供（事業所向け・市民向け）	<ul style="list-style-type: none"> ●ワーク・ライフ・バランスについての啓発を充実します。 ●市内事業所等へワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しについての情報提供を行います。 	産業振興課 人権政策課
55	仕事と育児・介護の両立に関する法律・制度の周知と職場環境づくりの支援	市内事業所等に対し、育児・介護休業制度の定着やフレックスタイム制* ¹¹ 等、柔軟な働き方の普及についての啓発や情報提供を推進します。	産業振興課 人権政策課
56	働く女性の妊娠・出産支援	女性労働者、事業所に対し、妊娠中又は出産後の働く女性を保護する法律や制度を周知し、妊娠・出産後も働きやすい職場づくりを促進します。	産業振興課 人権政策課
57	中小企業向け雇用・労働関係助成金の情報提供	商工会議所と連携して中小企業向け助成金の情報提供を行います。	産業振興課

(8)ー2 総合的な子育て支援策の充実

待機児童の解消に向けた整備や、ニーズに合った保育サービスを提供し、だれもが安心して子育てをしながら、仕事や地域活動に参画することのできる環境整備を進めます。

NO	主な事業	事業内容	担当課
58	乳幼児の保育の充実	幼稚園の預かり保育事業の充実、保育所の一時預かり、延長保育、病児・病後時保育の充実等、多様なニーズに対応した子育てと仕事の両立支援を行います。	こども未来課 学校教育課
59	地域子育て支援拠点事業の充実（ファミリーサポート事業含む）	地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。	子育て支援課
60	放課後の居場所づくりの充実	多様な家族形態、就労形態等により放課後、子どもだけになってしまう家庭への支援のため、放課後児童健全育成事業の充実に努めます。	子育て支援課

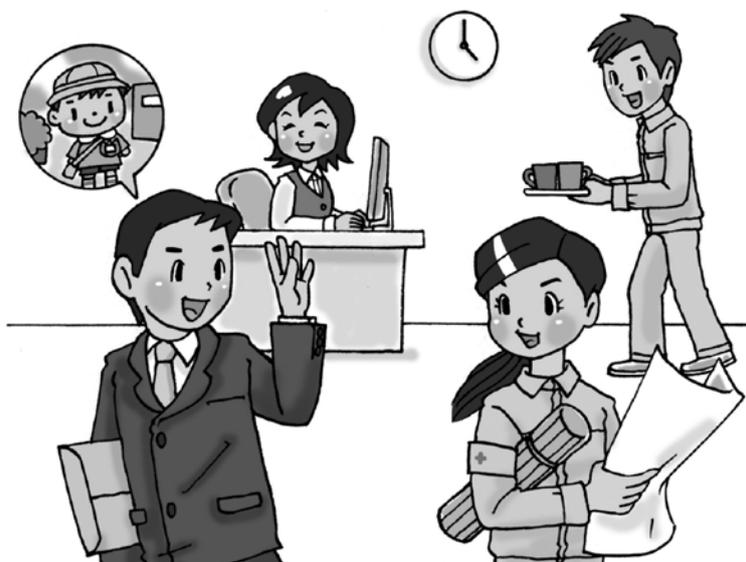
*11 フレックスタイム制

労使協定に基づき、労働者が各自の始業時刻と終業時刻を原則として自由に決められる制度のこと。

(8)ー3 高齢者や障がい者等の自立・介護の支援や介護・介助者のための支援

男女を問わず介護・介助者が仕事と介護を両立していくために、介護・介助に関する環境の整備や理解の促進を支援するとともに、福祉サービスを充実します。

NO	主な事業	事業内容	担当課
61	「第2期橿原市地域福祉推進計画」「第6期老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画」「橿原市第3期障がい福祉計画」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第2期橿原市地域福祉推進計画」「第6期老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画」「橿原市第3期障がい福祉計画」の推進にあたっては、男女共同参画の視点を加味します。 ● 男女共同参画の視点に立った「橿原市・高取町・明日香村地域自立支援協議会」の運営に努めます。 ● 障がい児・者及びその家族に対する総合的支援を推進します。 	福祉総務課 長寿介護課 障がい福祉課



基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり

施策の方向(9) 生涯を通じての身体とこころの健康の保持・増進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現にあたっては、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことが前提であり、生涯を通じた健康の保持が不可欠です。

近年は、疾患の罹患状況が男女で異なるなど、女性と男性では健康上の問題が異なることに留意する必要があり、生涯を通じての性差に応じた的確な健康支援を受けることが必要です。

特に、女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)^{*12}の視点が殊に重要です。

本市では、「健康かしはら21計画」や「第6期老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画」等に基づき、疾病予防と検診による早期発見・早期治療、運動習慣や食生活の改善等による健康増進、そして健康長寿の延伸を目的とする事業を推進し、その中でも、乳がん、子宮がん検診の促進や骨粗しょう症予防の取組等、女性に多い疾病についての施策を進めています。

国のまとめによると、2010年(平成22年)の新規 HIV 感染者、エイズ患者の報告者数はともに増加し、年齢では、HIV 感染者は20歳代・30歳代に集中しています。また、肥満者の割合は、男性は40歳代・50歳代ではそれぞれ3割を超え、女性は年代とともに上昇し、60歳以上で高い割合になっている一方で、女性は若年層を中心に必要以上の減量を行う人も多くなっています。

また、働きながら妊娠・出産をする女性が増えていることから、働く場において女性が母性を尊重され、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備することは、女性の能力発揮の促進に加え、生涯を通じた女性の健康確保等の観点からも重要な課題です。

「市民意識調査」では、身体とこころの健康を保つためにしてほしい取組として、男女ともに「リフレッシュできるような場の提供」の割合が一番高く、次いで、女性では「女性特有の病気などに配慮した女性外来^{*13}の情報提供」、男性では「食生活や健康づくりに関する情報提供」が高くなっています。

*12 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、性と生殖に関する健康、生命の安全を女性のライフサイクルを通して、権利として捉えようという概念。

*13 女性外来

女性の身体とこころをトータルに診る女性のための外来。男性と女性ではかかりやすい病気が異なるうえ、同じ病気でも症状や薬の作用が大きく異なることがあり、性差に基づく医療が始まっている。

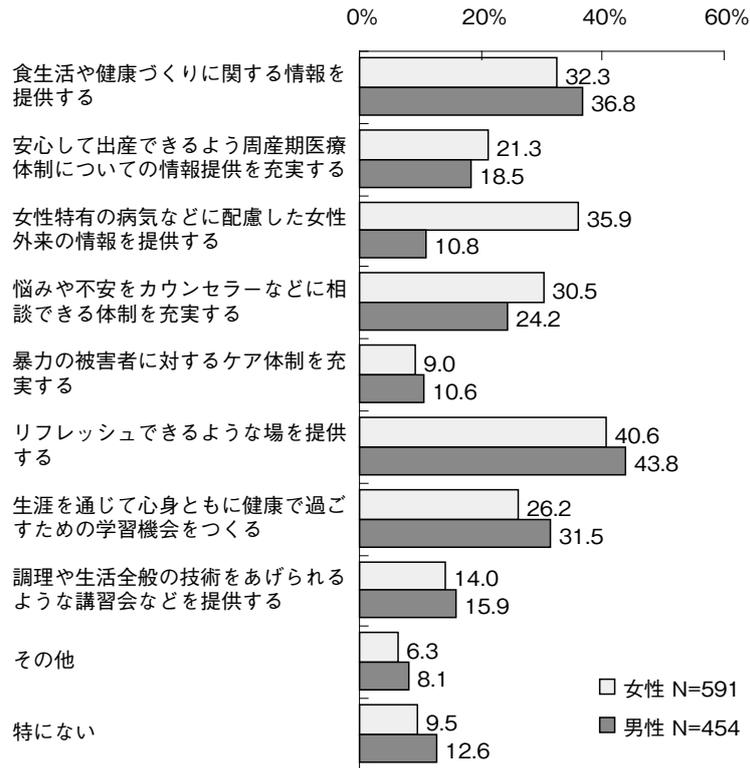
表一五 子宮がん・乳がん検診の受診率の推移(檀原市)

(%)

	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
子宮がん	10.3	8.7	10.3	12.6	15.6	20.0	21.8
乳がん	19.1	9.7	12.4	15.3	18.6	23.0	20.4

資料：健康増進課「檀原市保健事業実績」

図一24 身体とこころの健康を保つために、檀原市に望む取組



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」(平成24年度)



【具体的施策と主な事業】

(9)－1 身体とこころの健康に関する学習機会と情報の提供

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が互いの性を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことが前提であり、生涯を通じた健康の維持が不可欠です。特に女性は、妊娠や出産のための身体的機能があることに留意する必要があります。また、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）*14についての配慮も必要です。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点から、生涯にわたる身体とこころの健康に関する情報や学習機会の提供を充実します。

NO	主な事業	事業内容	担当課
62	リプロダクティブ・ヘルス／ライツという考え方の普及・啓発	多様な媒体を活用し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての啓発に努めます。	人権政策課
63	性的少数者の人々への理解の促進	多様な性のあり方や性的マイノリティへの理解を深めるための啓発を推進します。	学校教育課 人権政策課

(9)－2 思春期における身体とこころの健康づくり

重点項目

本市では、小中学校において医師会の協力の下で「命の授業」を継続的に実施し、命の大切さや男女が互いの性を理解・尊重することの重要性を学んでいます。今後もさらに、家庭や学校教育の場で発達段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を充実します。思春期の子どもたちに向けて情報・学習機会を提供するとともに、相談を実施します。

NO	主な事業	事業内容	担当課
64	性に関する教育の充実	学校教育や社会教育の中で、人権尊重・男女平等の精神に基づく、年齢に応じた性教育を推進します。	学校教育課 人権教育課
65	思春期相談の充実	思春期に特有な医学的問題や性に関する不安や悩みについて、電話・面接相談を行います。	人権政策課
66	健康をおびやかす問題についての学習機会の提供	子どもの成長の段階を踏まえ、思春期の人工妊娠中絶やHIV感染症を含む性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒等について正しい知識を身につけ、適切な行動がとれるよう、学習機会の提供や指導に努めます。	学校教育課 人権政策課

*14 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）

性的指向が同性に向かう同性愛者、性自認において生物学的な性とこころの性に違和感を覚える性同一性障がいの人などが含まれる。

(9)－3 生涯を通じての心身の健康づくり支援

男女が思春期、成人期、更年期、高齢期等の人生の段階に応じて、生涯を通し、的確に自己管理ができるよう支援します。健康の保持増進に向けた健康指導やスポーツを通じた健康づくり、食育の推進等に関する情報提供や総合的な支援を進めます。

性差を踏まえた心身の健康維持や生活習慣病等に向けた情報提供や健康相談を行うとともに、心身の健康について、正しい知識を身につけ、主体的に自分の健康を管理できるよう、健康教育、普及啓発を推進します。

NO	主な事業	事業内容	担当課
67	人生の段階に応じた健康診査や検診の実施	ライフサイクルを通じて男女で異なる健康上の課題があることを知り、それぞれの健康保持・増進のための健康支援を充実します。また女性特有のがんである「乳がん」「子宮がん」の検診率を向上させるための情報提供や啓発に努めます。	健康増進課 長寿介護課
68	ヘルシーノート、健康手帳の普及と学習機会の提供の充実	ヘルシーノートや健康手帳を活用することで、生涯を通じて、自分の健康は自分で適切に管理できるよう啓発するとともに、正確な知識や情報、学習機会の提供を充実します。	健康増進課
69	健康づくりについての各種教室の開催	健康づくりについての各種教室を充実します。	健康増進課
70	生涯にわたるスポーツ活動の推進	地域の中で男女がともにスポーツに親しめる環境を整備します。	文化・スポーツ課
71	健康に関する各種相談の充実	健康に関する各種相談事業を充実します。	健康増進課
72	食育の推進	男女がともに健全な食生活を営むための能力を育む支援をします。	学校教育課 健康増進課 給食保健課
73	妊娠・出産等に関する健康支援	妊娠・出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう支援体制を充実します。	健康増進課

施策の方向(10) DV等あらゆる暴力を許さない環境づくり

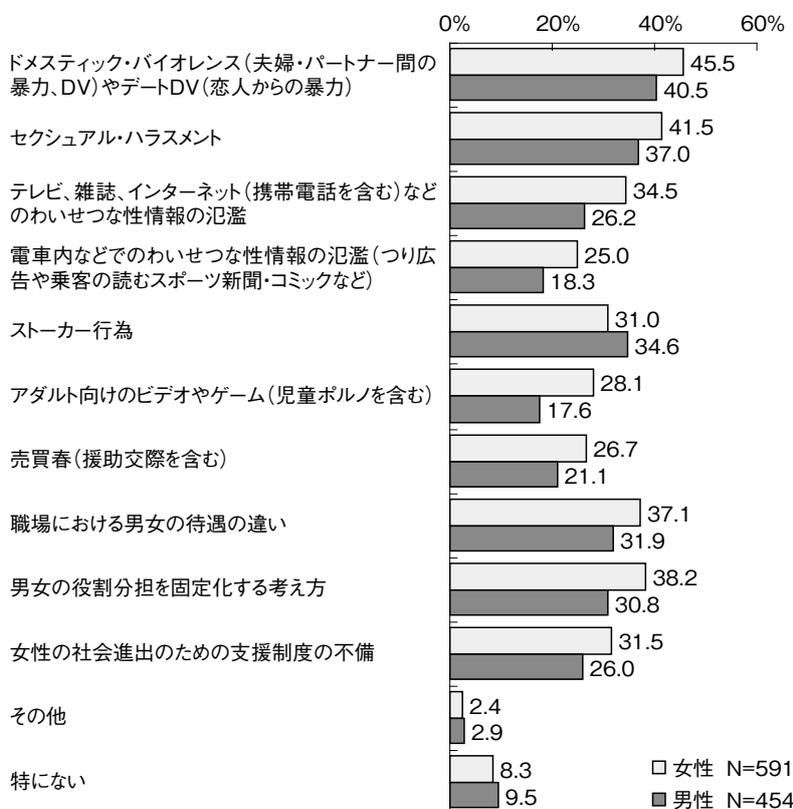
【現状と課題】

女性に対する暴力には、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））^{*15}、デートDV^{*16}、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、売買春、ストーカー行為^{*17}、トラフィッキング（人身売買）^{*18}などがあり、これらは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、近年では、男性に対する配偶者からの暴力も顕在化しています。

女性に対する暴力の背景には、男女の不平等な関係、女性に対する差別意識などの社会構造的な問題があることから、社会全体の問題として解決していくことが重要です。

DV等あらゆる暴力を根絶するためには、暴力は許さないという社会的認識を徹底するとともに、配偶者からの暴力、性犯罪等、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進していく必要があります。

図-25 女性の人権が侵害されていると思うこと



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」（平成24年度）

*15 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））

暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力を含む。

*16 デートDV

結婚していない、特に若い世代の男女間でのDVのこと。

*17 ストーカー行為

恋愛感情などの好意の感情やそれが満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足する目的で、同一の者に対してつきまとい等を繰り返し行う行為のこと。

*18 トラフィッキング（人身売買）

暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取すること。

【具体的施策と主な事業】

(10)－1 暴力を許さない意識を醸成するための広報・啓発の充実

「市民意識調査」によると、女性に対する人権侵害への認識は高いとは言えない状況です。あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力についての正しい認識や対処法の普及、相談窓口の充実、関係機関との連携の強化等、総合的な取組を進めます。

NO	主な事業	事業内容	担当課
74	暴力を許さない意識を醸成するための広報・啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な広報媒体を通じて啓発に努めます。 ●暴力が起こる背景や問題性等の認識を深める講座等を実施します。 	人権政策課

(10)－2 DV施策に関する基本方針及び行動計画に沿った対策の推進 重点項目

「市民意識調査」によると、配偶者やパートナーからの暴力被害の経験では、精神的、性的、身体的暴力が何度もあったと答えた女性が5%前後となっています。しかし、暴力を受けても女性の4割弱、男性の7割弱は相談をしていません。

配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、その被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、男女が対等な構成員として社会に参画する際の障壁となります。そして、被害を受ける女性本人はもとより、その子どもにも深刻な影響を与えるもので、男女共同参画社会の実現のために克服すべき重要な課題です。「檀原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を本計画に包含し、DV根絶に向けて、被害者の立場に立った切れ目のない支援を実施します。なお、DVの多くは男性から女性に起こるものですが、女性から男性にも発生しています。男性被害者支援の取組についても進めます。

NO	主な事業	事業内容	担当課
75	DV施策に関する基本方針及び行動計画に沿った対策の推進	「檀原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」(P63～74)	人権政策課

(10)－3 女性や子どもにとって安全な環境づくり

ゲームソフトやインターネット上における過激な性・暴力表現や、パソコンや携帯電話のインターネット接続を介しての性犯罪も深刻な問題です。女性や子どもの人権を守るという視点での啓発活動・学習機会の提供を行います。

地域が女性や若者、子どもにとって安全であるために、暴力などの防止に焦点をあてた総合的な取組を進めます。

NO	主な事業	事業内容	担当課
76	女性や子どもに対する虐待や暴力の総合的な対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●暴力防止に関するキャンペーンを充実させます。 ●メディアからの情報を主体的に読み解き、活用する能力向上のための取組を推進します。 	人権政策課

NO	主な事業	事業内容	担当課
77	安全・安心のまちづくり	犯罪防止の視点に立った道路・公園等の整備を図る等、安全・安心のまちづくりを推進します。	危機管理課 都市整備課 建設管理課 道路河川課
78	青少年の健全育成の促進	関係機関との連携の下で青少年の健全育成を阻害する有害環境の浄化に努めます。	社会教育課

(10)－4 セクシュアル・ハラスメント防止対策の強化

事業所や地域活動、教育の場等、様々な場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、継続的に啓発、取組を進めます。

NO	主な事業	事業内容	担当課
79	事業所におけるセクシュアル・ハラスメント防止啓発	セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発や学習機会の提供を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	産業振興課 人権政策課 人事課
80	学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実	学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を充実します。	人権教育課 学校教育課

施策の方向(11) 社会的に不利な立場にある人が安心して暮らせる環境整備

【現状と課題】

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で、貧困など生活上の困難を抱える層の広がりがみられます。相対的貧困率をみると、ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯で高くなっています。

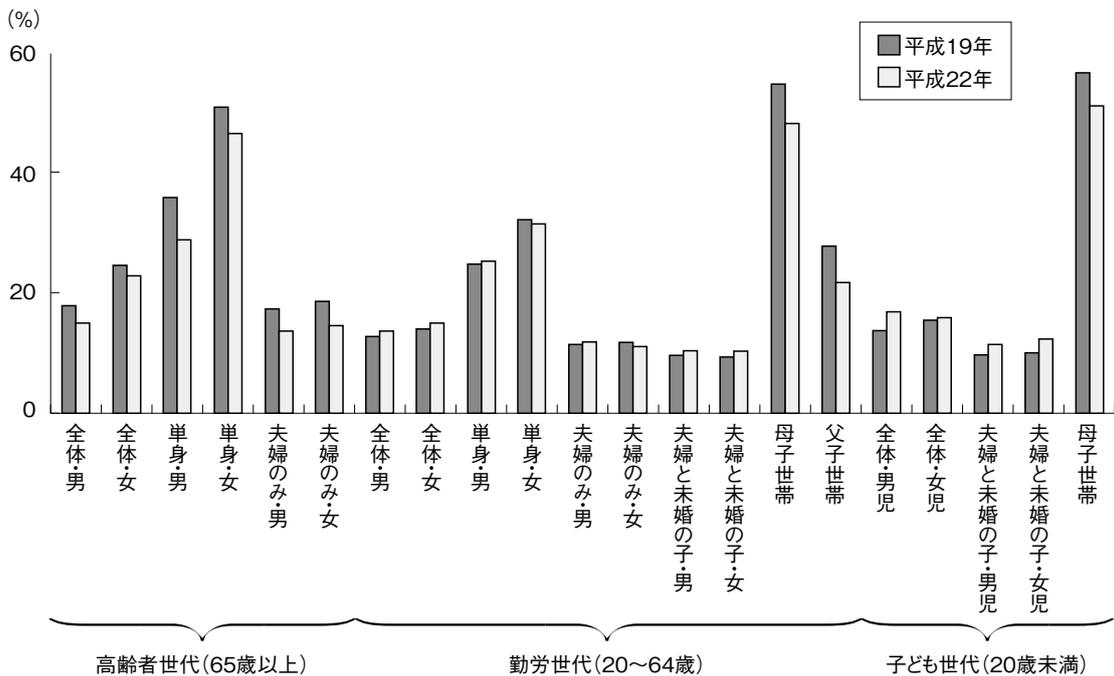
また、障がいがあること、在住外国人等であることに加え、女性であることから複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

このような社会的に不利な立場にある人は、その困難が複合的に生じ、固定化している状況があり、さらに、世代間で連鎖しがちと考えられます。

生活上の困難に直面しやすい母子家庭等、生活上の困難に直面する人々を支援する等、男女共同参画の視点に立って、様々な困難な状況に置かれている男女が安心して自分らしく暮らせるための取組を進める必要があります。

また、性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障がいなどを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

図-26 世代・世帯累計別相対的貧困率(平成19年、22年)



※ 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年、22年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計より作成。
 ※ 2. 相対的貧困率は、可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。
 ※ 3. 平成19年調査の調査対象年は平成18年、平成22年調査の調査対象年は平成21年。

資料：内閣府『平成24年版男女共同参画白書』

表一六 生活保護受給世帯数の推移(檀原市)

(世帯)

	平成 13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
高齢世帯	251	277	299	305	304	322	351	318	395	420	434
母子世帯	37	42	49	59	56	54	64	80	86	89	77
障がい世帯	169	172	180	191	230	62	70	88	100	97	107
傷病世帯						180	192	218	261	271	283
その他の世帯	14	24	22	28	39	18	29	29	60	59	45
計	471	515	550	583	629	636	706	733	902	936	946

※1. 各年度の平均値。

※2. 「高齢世帯」は、平成16年度までは、男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯。平成17年度からは、男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯。

※3. 「傷病世帯」は、世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む）しているか、世帯主が傷病のため働けない者などである世帯。

資料：檀原市生活福祉課

【具体的施策と主な事業】

(11)－1 困難を抱える人々の安定した生活と社会参加のための支援

すべての者・世帯が地域で安心して暮らすことができるよう、見守りや生活の支援を提供するとともに、様々な生活上の困難に直面している人に対して、個別的継続的に相談・カウンセリングや各サービスへのつなぎを行います。

NO	主な事業	事業内容	担当課
81	様々な形態の家族についての理解の促進	ひとり親家庭やステップファミリー*19、同性家族等様々な形態の家族が安心して暮らせるよう、啓発に努めます。	人権政策課
82	仕事情報の収集と提供	国や県と連携して相談機能を充実します。	産業振興課
83	高齢者、障がい者等の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障がい者等の労働相談・就職相談を充実します。 ●高齢者の多様な経験や能力を地域活動や市民活動等に活かす支援をします。 ●障がい者の自立支援に努めます。特に、障がいのある女性は、障がいに加えて、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意します。 	福祉総務課 長寿介護課 障がい福祉課 社会教育課
84	高齢者虐待、障がい者虐待への対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障がい者への虐待防止のための啓発を行います。 ●高齢者、障がい者虐待防止に関して関係機関・関係部課との連携を図ります。 	福祉総務課 長寿介護課 障がい福祉課

*19 ステップファミリー

配偶者の少なくとも一方の結婚前の子どもと一緒に生活する家族形態。継（まま）家族、ブレイクファミリー（ブレンディッド・ファミリー）ともいう。一般的には、離別や死別後、子連れで再婚した結果形成される家族。血縁関係にない義理の親子関係が1組以上含まれる家族をいう。

(11)－2 ひとり親家庭への支援

貧困など生活上の困難な状況に置かれたひとり親家庭に対して、子育て・生活支援、就労支援、経済的支援等、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るための学習支援等、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援を行います。

NO	主な事業	事業内容	担当課
85	ひとり親家庭支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援や子育て支援、就業支援等に関する情報や相談窓口について周知を強化します。 ●男女共同参画の視点に立った支援ができるよう、母子自立支援員や子育て女性の就職相談員等、相談担当者への研修機会を充実します。 ●ひとり親家庭の当事者グループを支援します。 	子育て支援課

(11)－3 外国人女性とその子どもが安心して暮らせるための支援

在住外国人の中には、言葉や価値観、文化の違いから、就職、子育て、就学等様々な生活上の問題に直面している人がいます。特に外国人女性の場合、外国人であることに加え、女性であることで、働きにくく、経済的自立が困難である状況を抱えていることもあります。身近な地域で、性別や国籍に関わらず、多様な生き方を認め合える意識を醸成するとともに、在住外国人女性とその子どもが安心して暮らせるための総合的な支援を進めます。

NO	主な事業	事業内容	担当課
86	拠点施設を活用した地域交流の場	外国にルーツを持つ子どもたちが自尊感情を高め、主体性を確立するための支援を行うとともに、子どもたちが豊かに共生するところを育む多文化共生の取組を推進します。	企画政策課 人権政策課
87	日本語学習支援	日本語学習の支援をします。	中央公民館
88	外国人相談の充実	在住外国人女性等が利用しやすいように多言語で相談できるよう、通訳の派遣を充実します。	企画政策課
89	多言語による生活情報の発信（広報誌）	在住外国人女性等が安心して暮らせるよう、多言語による情報提供を行います。	企画政策課 人権政策課

第④章 計画の推進

男女共同参画社会の形成には、あらゆる分野での取組を推進することが重要であり、第3章に掲げている取組について、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。

また、市が直接行う施策だけでなく、関係機関、事業所、市民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取組を展開することが期待されます。

男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実に努めます。

(1) 推進体制

1 庁内推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にまたがっているため、すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持つことが大切です。

檀原市男女共同参画推進条例の第10条「市は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない」を遵守し、全庁的に男女共同参画の視点を浸透させるとともに、人権政策課を中心とした庁内関係部局との連携の強化を図るため、「檀原市男女共同参画推進委員会」の活動を活性化し、推進委員会委員、実務担当者部会委員がそれぞれの役割を果たしていきます。

2 市民・事業所等との連携

男女共同参画を推進するためには、市民・事業所等がそれぞれ男女共同参画に対する理解を深めていくことが大切です。市民や地域団体、市民活動団体、事業所と協働して事業を実施することが可能なものについては、協働による実施を積極的に進めます。

また、ボランティア活動や政策・方針決定過程への男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくためには、市民・事業所による主体的な取組が必要です。

そのために、市民や事業所等が主体的に活動を展開する場として、また、男女を取り巻く諸問題の解決を担う場として「檀原市男女共同参画広場」の機能を充実し、市全体への取組を広げます。

また、「檀原市男女共同参画審議会」において、男女共同参画に関する施策の重要事項を審議し、市民の幅広い意見の反映に努めます。

3 国・県等関係機関との連携

本計画の推進にあたり、国・県や他の自治体等との連携を図ります。

(2) 進行管理

1 実施状況の把握

庁内の各課が実施する男女共同参画関連事業について毎年調査を行い、実施状況を把握し、計画を着実に遂行します。

国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策に

ついても実施状況の把握、進行管理の対象とします。

2 施策の検証・評価

事業として掲げた個々の施策の実施状況を点検・評価し、課題の検討を行い、「檀原市男女共同参画推進委員会」及び「檀原市男女共同参画審議会」に報告し、意見を求め、計画の実現に努めます。

また、計画の実施状況は、「檀原市男女共同参画推進条例」の定めにより、毎年1回公表します。

【検証指標の設定】

基本目標Ⅰ 男女共同参画を進めるための意識づくり

検証指標	計画策定時（平成24年度）	目標値（平成29年度）
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	女性 63.7% 男性 70.2% (平成24年8月実施の市民意識調査結果より/「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計)	100% ★目標値は、「第3次男女共同参画基本計画」の目標値を参考にしています
●市民意識調査を実施することで、男女共同参画が浸透したかを測ります。		
男女の地位の平等感 「社会全体で」平等であると答える人の割合	女性 6.4% 男性 17.2% (平成24年市民意識調査)	50.0%
●行動計画に沿った施策を総合的・計画的に実行することで、男女平等の達成した度合いを測ります。		
事業所、地域に対して男女共同参画に関する啓発の回数	—	3回以上/年
●事業所、地域における男女共同参画に関する事業の進行度合いを測ります。		
男女共同参画広場で開催する講座回数並びに参加人数	40回/年、743人 (平成25年2月末現在)	40回/年 800人
●男女共同参画をテーマに開催した講座の参加者数により、男女平等・男女共同参画学習の機会の拡大程度を測ります。		

基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

検証指標	計画策定時（平成24年度）	目標値（平成29年度）
審議会等における女性の登用率	20.7%	30.0%
●どれだけの審議会等が達成できているかで積極的改善措置の進み具合を測ります。		
女性のいない審議会等の割合	15.0%	0%（解消）
●どれだけの審議会等が達成できているかで積極的改善措置の進み具合を測ります。		
市職員の管理職に占める女性の割合	22.5%	30.0%
	【教職員を除く】17.2%	18.0%
●管理職の女性割合で、人材育成の進み具合を測ります。		
校長・教頭職への女性の占める割合	6.7%	継続的に増加
●管理職の女性割合で、女性が性別に関わりなく能力を発揮できているかを測ります。		

検証指標	計画策定時（平成24年度）	目標値（平成29年度）
自治会の委員に占める女性委員の割合	8.5%	9.5%
●自治会委員の女性割合で、地域で女性がリーダーとして性別に関わりなく能力を発揮できているかを測ります。		
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉の認知度	女性 38.5% 男性 49.6% (平成24年8月実施の市民意識調査結果より／「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計)	100%
●市民意識調査を実施することで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識の浸透が進んでいるかを測ります。		

基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくり

検証指標	計画策定時（平成24年度）	目標値（平成29年度）
市男性職員の育児休業取得率	4.0% (平成25年2月末現在)	5.0% ★目標値は、「橿原市特定事業主行動計画」の目標値
●市職員の中で、どれだけの男性が育児休業を取得しているかによって、庁内で男女が共同で行う子育てと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識の浸透が進んでいるかを測ります。		
放課後児童健全育成事業の実施箇所数	18箇所（全校区）	20箇所（全校区）
一時預かり事業の実施箇所数	5箇所	維持
病児・病後児保育事業の実施箇所数	施設型1箇所	維持
●上記3事業によって、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するための環境整備の進み具合を測ります。		
ファミリーサポートセンター事業の実施数	登録会員数 273名 活動件数 539件	登録会員数 380名 活動件数 1270件
●子育てにおける市民の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの会員数によって、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめざす子育て家庭への地域支援の進み具合を測ります。		

基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり

検証指標	計画策定時（平成24年度）	目標値（平成29年度）
子宮がん検診の受診率	22.3% (平成25年2月末現在)	31.8% ★目標値は、「健康かしはら21（第2次）計画」平成34年度の目標値
乳がん検診の受診率	20.3% (平成25年2月末現在)	30.4% ★目標値は、「健康かしはら21（第2次）計画」平成34年度の目標値
●上記2つの数値によって、性差に応じた健康づくり支援の進み具合を測ります。		

検証指標	計画策定時（平成24年度）	目標値（平成29年度）
子どもや若者に向けた性感染症や望まない妊娠の回避、喫煙防止、薬物依存などに関する啓発回数	各小中学校 1回／年	各小中学校 3回／年
●健康をおびやかす問題についての取組の度合いを測ります。		
女性に対する暴力防止の啓発回数	0回／年	3回／年
●女性に対する暴力を許さない意識を醸成するための取組の進み具合を測ります。		
DVという言葉を「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」人の割合	女性 88.0% 男性 87.4% (平成24年8月実施の市民意識調査結果より／「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計)	100% ★目標値は、「第3次男女共同参画基本計画」の目標値を参考にしています
●市民意識調査を実施することで、DV問題への理解が進んでいるかを測ります。		



橿原市配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護のための施策の実施に
関する基本計画



第①章 基本的な考え方

1 計画策定の目的

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、児童虐待防止法において、DVの直接の被害のみならずDVを目撃することも児童虐待にあたり、DVのある家庭で育った子どもたちの心身や将来に及ぶもので、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

DVを防止するためには、市民一人ひとりが「DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」ことをよく理解し、DVに対する社会的認識の徹底を図ることが必要です。

国においては、2001年（平成13年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定。2008年（平成20年）1月には改正DV防止法が施行され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DVに関する市町村基本計画」という。）の策定」と「市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センター（以下「DV相談支援センター」という。）としての機能を果たすこと」が、市町村の努力義務となりました。

同時に示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」においては、DVに関する市町村基本計画の策定にあたっては、①DV被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うこと、②幅広い分野にわたる関係機関等との連携、③被害者やその家族、支援者等の関係者の生命身体の安全の確保を常に考慮することが必要であるとしてしています。

また、ここ数年、DVが配偶者間だけでなく、若年層の恋人同士の間（＝デートDV）で起こっていることが明らかになっており、暴力の連鎖が起これないように早期の対策が必要となっています。

このような状況を踏まえ、檀原市では、「檀原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を策定し、市民に最も身近な行政機関として、DVのない、安心して暮らせるまちの実現をめざします。

※「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含み、男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。（「DV防止法」での定義）

2 檀原市の取組と現状

（1）本市のこれまでの取組

本市においては、1998年（平成10年）3月、「檀原市女性行動計画（新しい風21）」に「女性に対する暴力の撤廃」を盛り込み、6月には「檀原市女性施策推進委員会」を設け、女性に対する暴力防止の啓発を進めてきました。

2001年（平成13年）、その計画期間の中間年を控えて、計画見直しの基礎資料とするために「男

女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」を実施し、計画策定後の市民意識の変化や女性に対する暴力の実態の把握に努めました。その結果、女性の10.3%がDVの被害を受けていることがわかりました。

2003年（平成15年）3月には、「男女共同参画かしはらプラン」を策定し、引き続き、「女性に対する暴力の根絶」に取り組みました。

2007年（平成19年）に、新行動計画の基礎資料とするために実施した「市民意識調査」では、女性の5.7%、男性の1.0%がDVの被害を受けていることがわかりました。

その結果を受けて、2008年（平成20年）には「檀原市男女共同参画行動計画（第2次）」を策定し、男女間のあらゆる暴力を許さない環境づくりに努めました。

「檀原市男女共同参画行動計画（第2次）」の中間年にあたる2012年（平成24年）には施策の見直しを図り、「檀原市男女共同参画行動計画（第2次）改訂版」を策定するための、「市民意識調査」を実施しました。

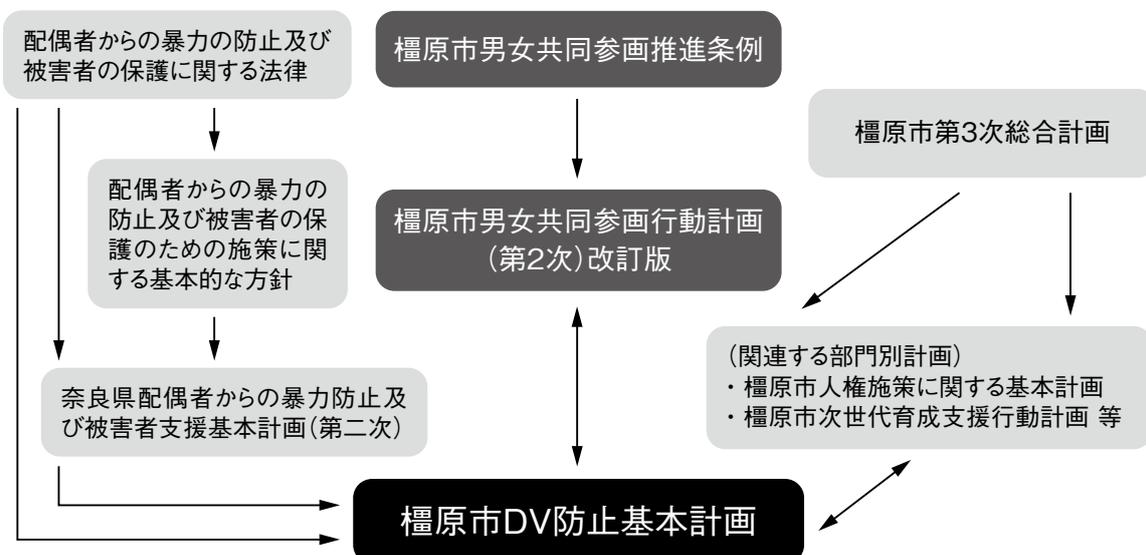
(2)DVに関する相談

本市においては、職員による面接、電話相談でDV相談に対応していましたが、2008年（平成20年）10月からは、専門員による相談を開始し、以降、職員と専門員の両方で対応しています。その間、相談回数を増やすなどの相談対応の強化をめざし、2011年（平成23年）5月からは、男女共同参画広場に男女共同参画相談室を設けて対応しているところです。

3 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく檀原市の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画」で、「檀原市男女共同参画行動計画（第2次）改訂版」に掲げた施策項目を推進するための具体的な計画です。

【計画の位置づけ(フロー図)】



檀原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画

4 計画の期間

この計画の期間は、2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）までの5年間とします。

5 計画の進行

この計画を推進するため、関係機関等との連携・強化を図り、毎年度の推進状況等は、男女共同参画行動計画の進行管理と合わせて公表します。

第②章 計画の内容

具体的施策(1) 暴力根絶の意識づくりと、DVについての正しい理解の普及

【現状と課題】

国においては、毎年11月12日から25日（25日は女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の週間と定め、運動のシンボルであるパープルリボンを活用した様々な啓発活動を展開しています。

本市においても、「檀原市男女共同参画行動計画（第2次）」の施策項目に掲げた、「DV等あらゆる暴力を許さない環境づくり」に基づき、広報誌での啓発や相談事業など、暴力防止のための啓発に取り組んできました。

2012年（平成24年）に実施した「市民意識調査」では、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉の認知度は高く、「よく知っている」「少しは中身を知っている」を合わせると女性74.1%・男性68.7%です。しかし、DVの認識についての設問では、身体的・性的な暴力に関してはDVという認識は高いものの、精神的・経済的暴力に対する認識が低く、男性の方がより低くなっており、DVとは何かの正しい認識に至っていないのがわかります。

DVを防止していくためには、互いの人権を尊重し、DVを含むあらゆる暴力を許さないという意識を社会全体で共有することが重要です。

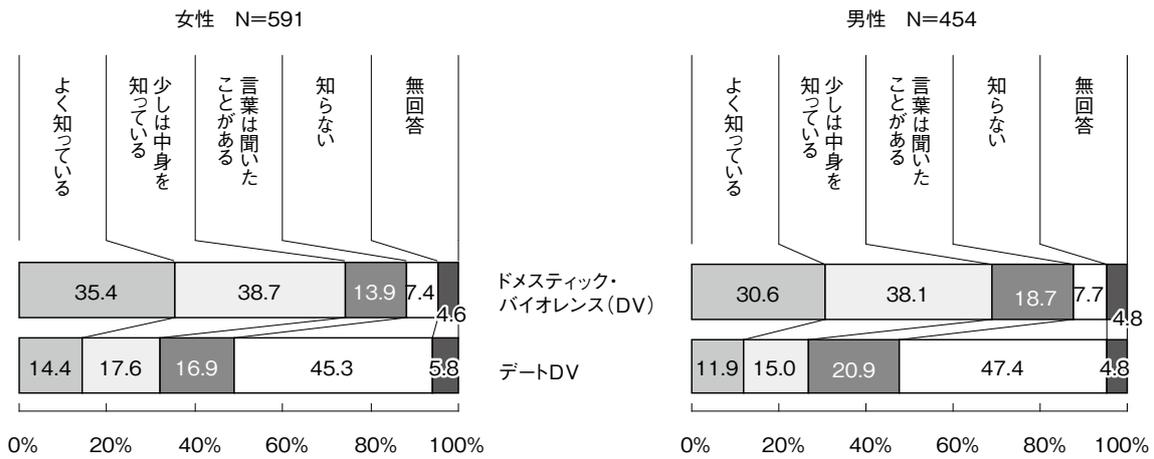
また、DV被害者を早期に発見し、適切な支援を行うためには、被害者自身が自分はDVの被害者であると気づくとともに、DV被害者のみならず、家族や友人、地域の人々を含む市民一人ひとりが、DVに対する正しい知識とその危険性を知り、早期発見や必要な支援を受ける機会につなげることが必要です。

近年、若年層における交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）についても社会問題化していますが、「市民意識調査」では、言葉の認知度は、女性32.0%・男性26.9%にとどまっています。

配偶者間の問題だけでなく、中・高校生や大学生など若年層におけるデートDVについて、特に若い世代への啓発が必要となっています。

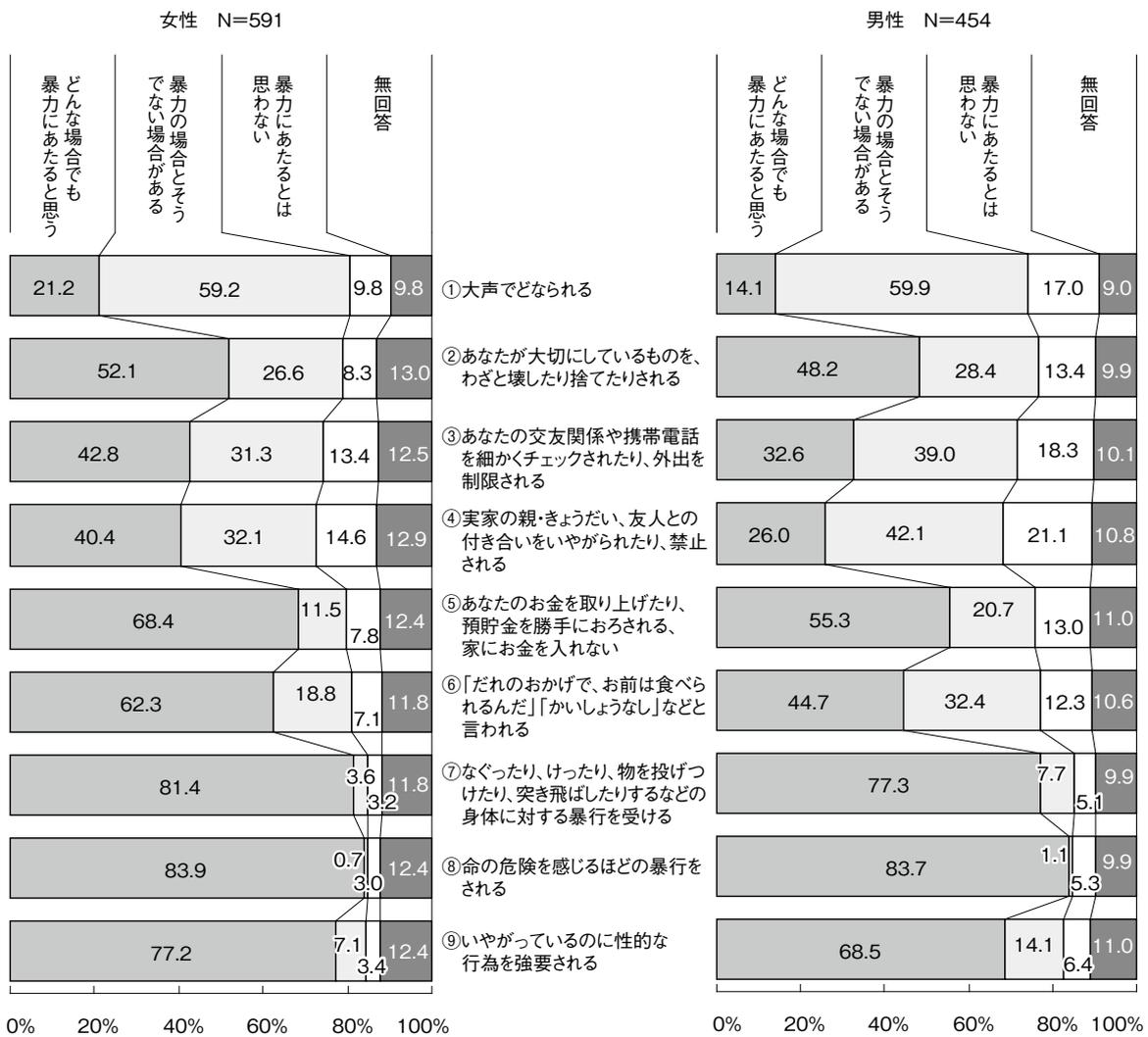
※本計画のDVの定義は、DV防止法の対象である「配偶者」（婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」や元配偶者を含む男女）だけでなく、DV防止法対象外の「交際相手からの暴力」、「親・きょうだいなどからの暴力」も含み、その中には男性も含まれています。

図-27 「ドメスティック・バイオレンス(DV)」という言葉の認知度



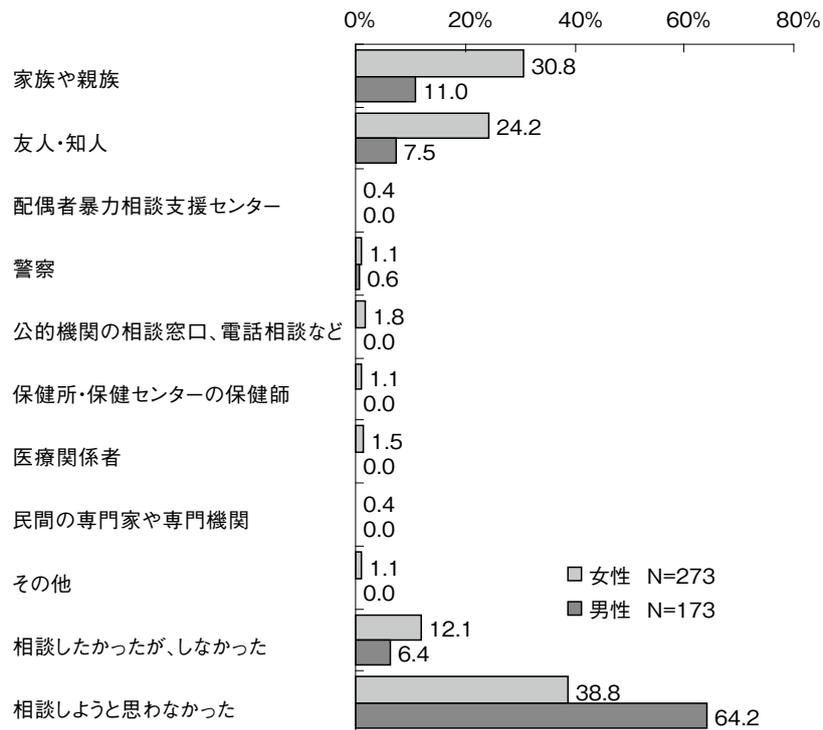
資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」(平成24年度)

図-28 「ドメスティック・バイオレンス(DV)」の認識



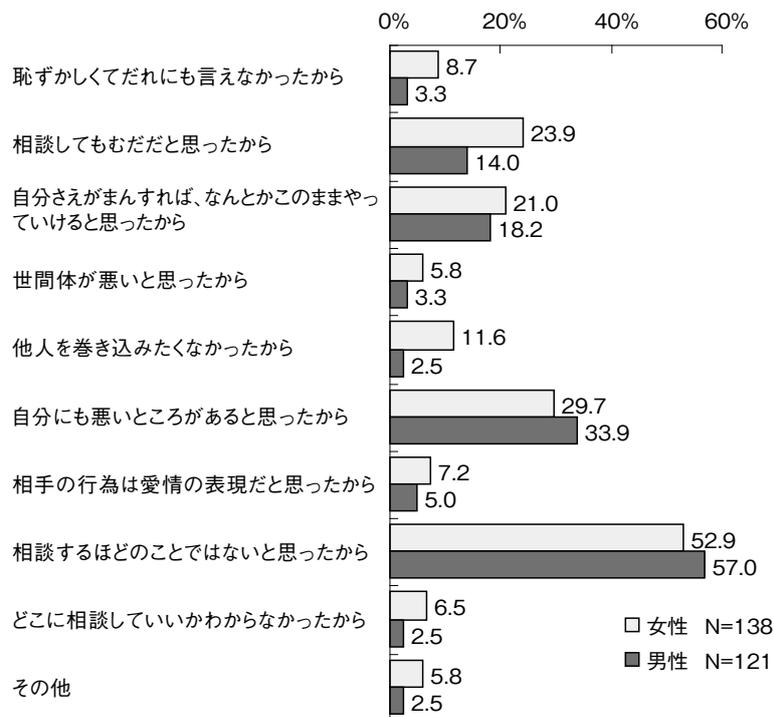
資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」(平成24年度)

図-29 DV被害の相談の有無と相談先
(DV被害が「何度もあった(ある)、1、2度あった(ある)」と回答した者)



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」(平成24年度)

図-30 DV被害を受けても相談しなかった理由



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」(平成24年度)

NO	主な事業	事業内容	担当課
1	DV 被害者への情報提供の充実	DV の被害者が、自分が受けている行為が DV であると認識でき、また、相談や自立に向けた行動を起こすことで、様々な公的な支援につながるよう、DV に関する情報提供を行います。	人権政策課
2	市民等への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力防止法の趣旨や制度、DV についての理解を深めることができるよう、内閣府が定めた「女性に対する暴力をなくす運動期間」に合わせて暴力防止キャンペーンを実施します。 ●市広報誌やホームページ等の様々な広報媒体の活用や、リーフレット、カード等を作成し、DV の理解や相談窓口の周知のための普及啓発に努めます。 ●DV の理解と根絶に向けた講座を開催します。 	人権政策課
3	若年層への広報・啓発	DV 根絶のために、若い頃からの予防教育が必要であるため、中・高校生を対象としたデートDV 防止講座や、教育関係者への DV 理解促進のための情報や研修機会を提供していきます。	人権政策課 学校教育課

具体的施策(2) 子どもの時からの男女平等教育と人権教育の推進

【現状と課題】

「橿原市男女共同参画行動計画（第2次）改訂版」では、「学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育の推進」を掲げています。（P26参照）

子どもの頃から、自尊感情を持ち、自分も相手も大切にすることができる気持ちを育む教育を進めることが重要です。

NO	主な事業	事業内容	担当課
4	子どもへの人権教育の推進	子どもたちが自分自身の人権を大切にすると同時に、他者への思いやりを育むことができる教育や学習を推進します。	人権教育課
5	デートDV に関する若年層への啓発・学習機会の提供	学校教育や社会教育を通じて、デートDV に関する啓発や学習機会の提供を積極的に実施します。	人権政策課 学校教育課
6	保育・教育に携わる職員、保護者への研修	保育所、幼稚園、学校等が、DV や児童虐待を発見する重要な役割を担っているという意識を高められるよう、保育士や教育関係者等に対し、継続的な研修を行うとともに、保護者に対して学習機会を提供します。	こども未来課 学校教育課 人権教育課

具体的施策(3) 安心して相談できる体制の充実

【現状と課題】

本市においては、現在は、男女共同参画に関連する相談窓口として、「女性による女性のための面接相談」「女性相談員による電話相談（男性も可）」「子育て女性の就職相談」「犯罪被害者支援相談（中南和相談コーナー）」「思春期の健康相談」「人権相談」等、様々な相談事業を展開しています。

「平成23年度 奈良県の男女共同参画（平成23年9月公表）」によれば、2010年度（平成22年度）の「女性による女性のための面接相談」「女性相談員による電話相談」「女性弁護士相談」をみると、年間相談件数は582件で、奈良市、生駒市に次いで多くなっています。

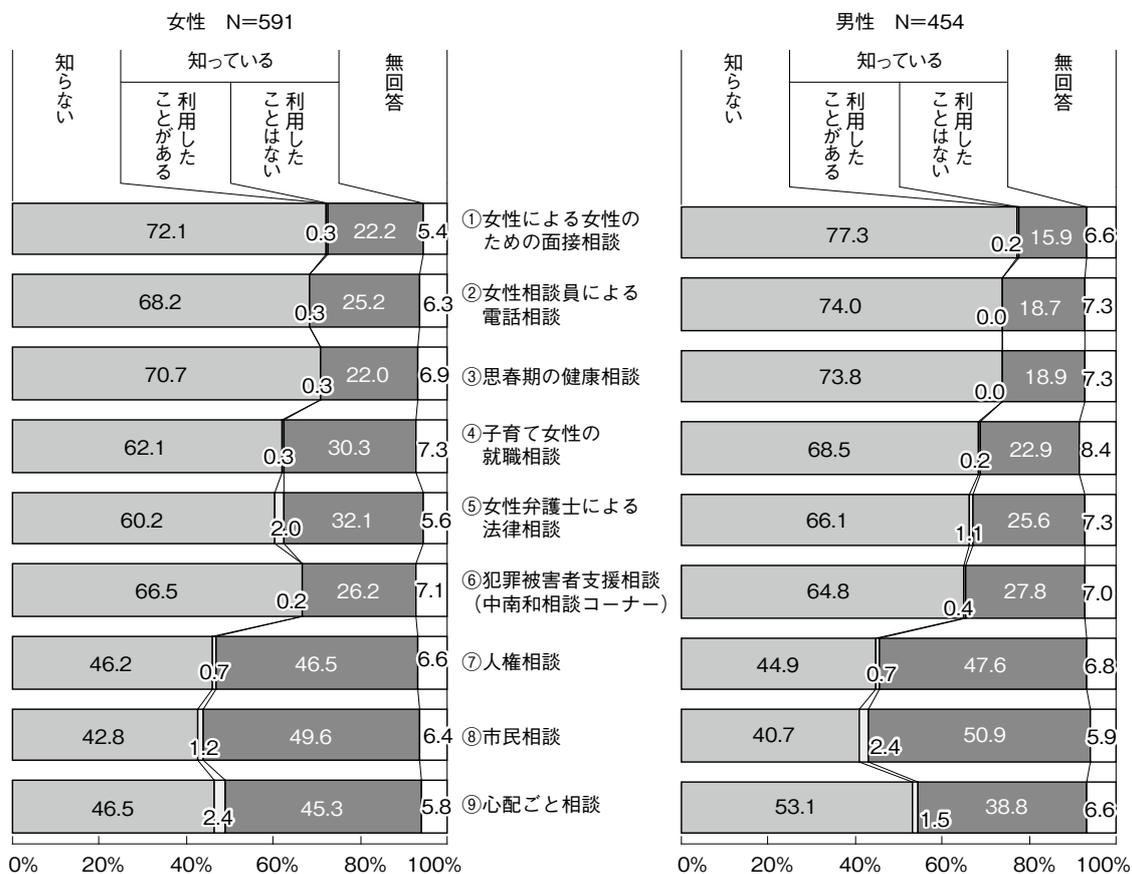
しかし、「市民意識調査」で相談窓口の認知度・利用率をみると、上記3つの相談窓口の認知度は10%台～30%強にとどまっています。

また、同調査での相談の相手を見ると、「家族や親族」が女性30.8%・男性11.0%で最も高く、「友人・知人」が女性24.2%・男性7.5%。「配偶者暴力相談支援センター」や「警察」、「公的機関の相談窓口、電話相談など」と答えた人は、女性では1%前後、男性では0%という低い割合にとどまっています。

市が開設している相談窓口の存在を周知していくことが必要です。

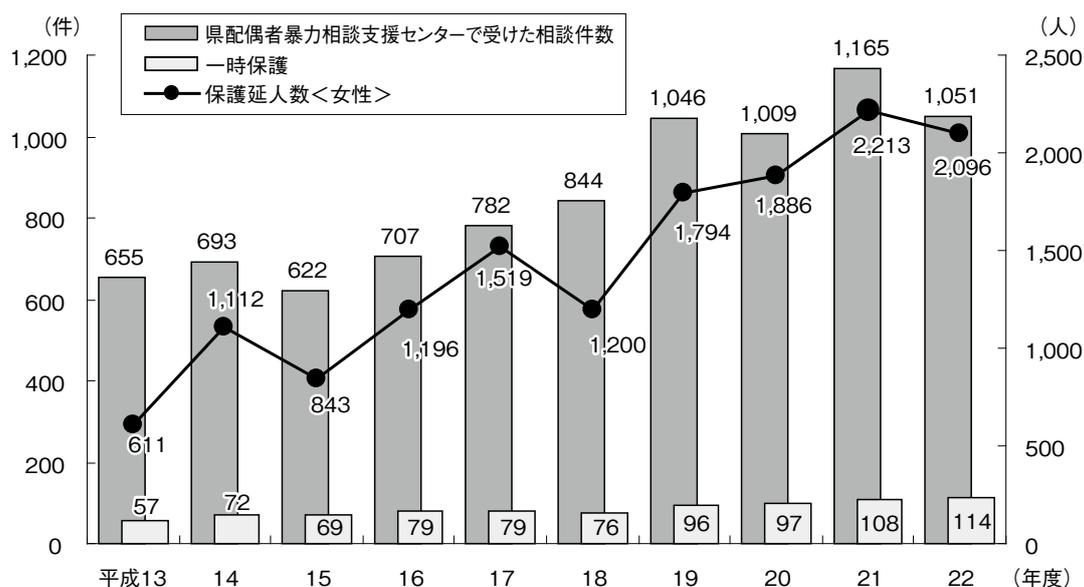
また、主な相談内容が離婚や子育て相談等であっても、その根底にDVである場合もあります。市で行っている各相談窓口の担当者が、DVに関する知識を有し、敏感な視点での対応が求められます。

図-31 橿原市の相談窓口の認知度



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい橿原市をつくるためのアンケート調査」（平成24年度）

図-32 配偶者からの暴力相談件数の推移(奈良県)



資料：「なら男女 GENKI プラン進捗状況年次報告書」（平成23年）

NO	主な事業	事業内容	担当課
7	相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ●市広報誌やホームページ等で相談窓口に関する情報を周知します。 ●相談機関の案内リーフレットやカードを作成し、女性が立ち寄りそうな場所に設置します。 	人権政策課
8	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●相談者のプライバシーを守るとともに、相談者及び相談員の安全確保を図ります。 ●相談者が24時間いつでも相談できるよう関係課及び関係機関との連携を図り、相談機能を強化します。 ●地域の相談窓口となる民生委員・児童委員などに対し、DVに関する情報提供や研修を実施し、資質の向上に努めます。 ●DV被害者からの相談に適切に対応できるよう、関係課共有の対応マニュアルを作成します。 ●高齢者や障がい者、在住外国人等様々な困難を抱えるDV被害者のニーズに応じた相談体制の整備を検討します。 	人権政策課 子育て支援課 長寿介護課 障がい福祉課
9	信頼できる相談員等の育成	問題解決に向けた適切な助言ができるとともに、被害者の置かれている状況や配偶者からの暴力そのものに対する理解不足から、不適切な対応をし、被害者に対して二次的被害を与えることのないような対応をするため、相談窓口や手続きの担当者への研修を実施します。	人権政策課
10	他機関相談窓口との連携強化	関係機関の相談先との連携を強化し、DV対応のネットワークを広げます。	人権政策課 子育て支援課
11	男性被害者からの相談対応の検討	男性からのDV被害の相談に対応するため、先進事例等を参考に、相談体制を整備します。	人権政策課

具体的施策(4) 一時保護支援と自立支援の充実

【現状と課題】

緊急の一時保護においては、速やかに、被害者及び同伴する家族を加害者から保護することが必要です。

本市においては、緊急的な保護が必要な場合には、被害者本人の意思に基づいて一時保護へつなぐ支援を行っていますが、一時保護が必要になった場合の対応を具体的にマニュアル化できていません。

今後は、DV被害者やその家族が、安心して安全な場所に一時避難できるよう、関係機関相互の連絡体制や情報共有のルール化等のしくみづくりを進める必要があります。

また、DV被害者が自立して生活しようとする際には、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、多くの問題を一時期に抱え、同時に、様々な手続きが必要になってきます。被害者に寄り添いながら、課題解決に関わる部署や関係機関が連携して自立支援に努める必要があります。

NO	主な事業	事業内容	担当課
12	被害者の安全確保の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● DV対応マニュアルを作成します。 ● 緊急に被害者の保護が必要となった場合、安全で安心して保護を受けられるよう、奈良県中央子ども家庭相談センターや警察などの関係機関と連携しながら、必要に応じて同行支援も行い、一時保護につなぎます。 ● 被害者の個人情報の適切な管理と保護等の周知徹底を図ります。 ● 夜間の対応に関しては、奈良県や警察、民間支援団体との連携を強化します。 	人権政策課 子育て支援課
13	生活基盤を整えるための支援	<ul style="list-style-type: none"> ● DV被害者の自立生活に向けた安全の確保、精神的安定のための継続的支援を行います。 ● ハローワーク等と連携し、就労支援を行います。 ● 地域で生活しているDV被害者の相談を実施し、継続的なフォローを行います。 	人権政策課 子育て支援課
14	関連制度の活用支援	一時保護や保護命令の申し立ての手続き、住民票の写し等の交付を制限する手続きなどについて被害者の立場に立って支援を行います。	市民課 子育て支援課
15	在住外国人、高齢者、障がい者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国語によるDV相談情報の提供とともに、在住外国人の被害者については、電話や面接による相談及び通訳派遣などを行います。 ● 高齢や障がいのあるDV被害者については、担当課等と連携し、対応できる施設の提供をします。 	人権政策課 長寿介護課 障がい福祉課

具体的施策(5) 子どもに対する支援

【現状と課題】

家庭は、子どもたちにとって安全で安心できる所です。しかし、その家庭でDVがある場合、その中で育った子どもたちへの身体的、精神的な影響は計り知れないものがあります。

2006年（平成18年）に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、女性回答者の20.2%が「子どもは目撃していた」、11.7%が「目撃していなかったが、音や様子から知っていた」と回答しています。

児童虐待防止法では、児童の前で暴力が振るわれることは、子どもの心身を傷つけ、児童虐待になるとしていますし、「配偶者暴力防止法（DV法）」では、裁判所の命令により加害者が接近を禁じられる対象は、被害者本人だけでなく、その子どもにも適用されています。

暴力を振るわれたり、目撃することによって、子どもたちは恐怖や極端な緊張を強いられ、健全な成長から疎外されます。また、DVのある家庭で育った子どもには、「暴力は許される」「暴力を振るわれても耐えなければならない」等の概念が刷り込まれ、子ども自身が加害者や被害者となり、次の世代へと連鎖することも考えられます。

子どもに対する暴力被害を防止するためには、子ども自身のエンパワメントとともに、子どもを守る立場である大人に対して子どもの権利に関する啓発や学習を充実し、地域での見守りネットワークが重要になります。

また、「橿原市要保護児童対策地域協議会」での虐待対策とともに、子どもへのDV被害の予防や支援の充実を図っていくことが必要です。

NO	主な事業	事業内容	担当課
16	あらゆる場面での早期発見	健診や育児相談、保育所・幼稚園・学校現場等、様々な機会を通してDVの発見に努めます。	学校教育課 子育て支援課 こども未来課 健康増進課
17	地域での見守り支援	身近な相談者である民生委員・児童委員との連携を強化し、地域で対応できる体制を整備します。	福祉総務課 子育て支援課
18	子どもへの支援	DVと児童虐待の関係について啓発するとともに、児童虐待防止のための相談や支援を行います。	子育て支援課

具体的施策(6) 関係機関との連携・協力体制の強化

【現状と課題】

DV被害者の保護と自立支援を円滑に行うためには、本市や奈良県、その他の関係機関などが、相互に連携・協力して相談、保護、自立支援に取り組むことが必要です。DVの防止とDV被害者の支援のために、関係部局をはじめ、警察、奈良県の関係機関、民間団体等との連携・協力体制を整備します。

NO	主な事業	事業内容	担当課
19	関係機関との連携	奈良県と県内DVに関わる機関や市町村で構成する「奈良県配偶者等からの暴力被害者支援協議会」を通じて、情報収集に努めるとともに、奈良県や近隣の市町村との連携強化を図ります。	人権政策課



資 料



用語説明	76
檀原市男女共同参画行動計画（第2次）改訂版 策定経過	78
檀原市男女共同参画審議会委員名簿	79
檀原市男女共同参画審議会規則	80
檀原市男女共同参画推進委員会設置規程	81
檀原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱	83
檀原市男女共同参画広場における作品展示の許可基準等に関する要綱	86
檀原市男女共同参画推進条例	87
男女共同参画社会基本法	91
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	95
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	101
男女共同参画に関する年表	109

用語説明

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

エンパワメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいう。

キャリア教育

主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観・職業観等生きる力を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするための教育。人間関係能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力を育む。

女性外来

女性の身体とこころをトータルに診る女性のための外来。男性と女性ではかかりやすい病気が異なるうえ、同じ病気でも症状や薬の作用が大きく異なることがあり、性差に基づく医療が始まっている。

ステップファミリー

配偶者の少なくとも一方の結婚前の子どもと一緒に生活する家族形態。継（まま）家族、ブレンドファミリー（ブレンディッド・ファミリー）ともいう。一般的には、離別や死別後、子連れで再婚した結果形成される家族。血縁関係にない義理の親子関係が1組以上含まれる家族をいう。

ストーカー行為

恋愛感情などの好意の感情やそれが満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足する目的で、同一の者に対してつきまとい等を繰り返す行為のこと。

性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）

性的指向が同性に向かう同性愛者、性自認において生物学的な性ところの性に違和感を覚える性同一性障がいの人などが含まれる。

セクシュアル・ハラスメント／スクール・セクシュアル・ハラスメント

いわゆる「性的嫌がらせ」のことで、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、その対応によって仕事をする上で不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。被害は男女どちらにも起こりえるが、圧倒的に女性が被害を受けることが多い。

学校内での主に教師から児童・生徒・学生に対するセクシュアル・ハラスメントをスクール・セクシュアル・ハラスメントという。セクシュアル・ハラスメントは地域社会などでも起きている。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していく。例えば、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

デートDV

結婚していない、特に若い世代の男女間でのDVのこと。

トラフィッキング（人身売買）

暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取すること。

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））

暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力を含む。

フレックスタイム制

労使協定に基づき、労働者が各自の始業時刻と終業時刻を原則として自由に決められる制度のこと。

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

メンター

自分自身の仕事やキャリアの手本となり、助言・指導してくれる人材のこと。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、性と生殖に関する健康、生命の安全を女性のライフサイクルを通して、権利として捉えようという概念。

ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルをいう。「女性のチャレンジ支援策について」（平成15年4月男女共同参画会議意見）では、一人ひとりが具体的に自分に合ったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。

ワーク・ライフ・バランス

老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であること。

● 檀原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版 策定経過 ●

開催年月日	委員会等	内容
2012年 (平成24年) 6月29日	男女共同参画推進委員会 (第1回)	檀原市男女共同参画行動計画 (第2次) 2011 (平成23) 年度実施状況報告について検討 檀原市男女共同参画行動計画 (第2次) 改訂 版について検討
7月5日	男女共同参画審議会 (第1回)	檀原市男女共同参画行動計画 (第2次) 2011 (平成23) 年度実施状況報告について審議 檀原市男女共同参画行動計画 (第2次) 改訂 版について審議
7月27日～ 8月16日		市民アンケート実施
9月1日～ 9月18日		市民アンケート実施
10月25日 ～ 11月1日		庁内ヒアリング実施
11月19日	男女共同参画推進委員会 (第2回)	市民アンケートの調査結果及び分析について 検討 「檀原市男女共同参画行動計画 (第2次) 改訂 版」の素案について検討
11月30日	男女共同参画審議会 (第2回)	市民アンケートの調査結果及び分析について 審議 「檀原市男女共同参画行動計画 (第2次) 改訂 版」素案について審議
2013年 (平成25年) 1月23日		市民意見交換会の実施
1月21日～ 1月28日		パブリックコメント実施
2月7日	男女共同参画推進委員会 (第3回)	パブリックコメントの結果について検討 「檀原市男女共同参画行動計画 (第2次) 改訂 版」素案について検討 「檀原市男女共同参画行動計画 (第2次) 改訂 版」名称について検討
2月14日	男女共同参画審議会 (第3回)	パブリックコメントの結果について審議 「檀原市男女共同参画行動計画 (第2次) 改訂 版」素案について審議 「檀原市男女共同参画行動計画 (第2次) 改訂 版」名称について審議

● 橿原市男女共同参画審議会委員名簿 ●

氏名	役職	備考
北場 好美	市民代表	
桐山 吉子	橿原市教育委員長	
島 由美子	弁護士	
○島本 郁子	奈良県立医科大学臨床教授	
田中 善彦	橿原商工会議所 専務理事	委嘱期間 ～平成24年10月31日
西仲 光弘	奈良地方法務局 葛城支局長	
西本 豊繁	橿原市労働組合協議会 幹事	
◎榎村 久子	京都女子大学 教授	
榎谷佐千代	橿原市日赤奉仕団 委員長	
松尾 高英	市議会議員	
本塚 操	市民代表	
吉村 章	人権擁護委員	
吉本 光男	橿原商工会議所 専務理事	委嘱期間 平成24年11月1日～

◎会長 ○副会長 (50音順・敬称略)

委員委嘱期間：平成24年4月1日～平成26年3月31日

檀原市男女共同参画審議会規則

平成18年3月31日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、檀原市男女共同参画推進条例（平成18年檀原市条例第4号）第18条の規定に基づき、檀原市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民経済部人権施策課男女共同参画室において行う。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第13号）抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

檀原市男女共同参画推進委員会設置規程

(平成18年4月3日訓令甲第17号)

改正 平成19年3月30日訓令甲第12号

平成20年4月1日訓令甲第15号

平成21年5月7日訓令甲第16号

平成21年7月6日訓令甲第20号

平成22年3月31日訓令甲第6号

平成22年5月14日訓令甲第12号

平成23年4月1日訓令甲第8号

平成24年4月1日訓令甲第14号

(設置)

第1条 本市において男女の人権が尊重され、平等な機会と責任を分かち合える社会の実現に向けて、庁内における連携体制の強化を図り、檀原市男女共同参画施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、檀原市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画施策の総合的及び効果的な推進のための具体的事項の協議及び検討に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の啓発と意識の高揚に関すること。
- (3) 庁内における連絡調整に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は教育長を充てる。

3 委員は、危機管理課、総務課、人事課、企画政策課、広報広聴課、市民協働課、市民課、産業振興課、福祉総務課、子育て支援課、健康増進課、長寿介護課、環境企画課、建設管理課、都市整備課、下水道管理課、教育委員会総務課、学校教育課、人権教育課、社会教育課及び水道局総務課の長の職にある者をもって充てる。ただし、これらの課に女性の管理職員がいる場合は長に代わってその者を充て、女性の管理職員が2名以上いる場合は、当該課の長が指名するものを充てる。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総理し、副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(実務担当者部会)

第4条 委員会に、実務担当者部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、委員会において指示された事項について検討するとともに、男女共同参画施策推進のための方策について調査研究を行う。

3 部会は、部会長、副部会長及び部会委員をもって組織する。

- 4 部会長は人権政策課長をもって充て、副部会長は人権政策課の職員うちから部会長が指名する。
- 5 部会委員は、各部局長より推薦された職員をもって充てる。ただし、管理職員は除くものとする。
- 6 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 7 部会長は、部会の会議の結果を委員会に報告するものとする。
- 8 部会委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。ただし、部会委員が人事異動等により欠員となった場合は、当該職員が所属する課から推薦を受けた職員を部会委員に充てるものとする。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（平成19年3月30日訓令甲第12号）

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成20年4月1日訓令甲第15号）

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（平成21年5月7日訓令甲第16号）

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（平成21年7月6日訓令甲第20号）

この規程は、平成21年7月10日から実施する。

附 則（平成22年3月31日訓令甲第6号）

この規程は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成22年5月14日訓令甲第12号）

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（平成23年4月1日訓令甲第8号）

この規程は、令達の日から実施する。

附 則（平成24年4月1日訓令甲第14号）

この規程は、令達の日から実施する。

檀原市審議会等の設置及び運営並びに 会議の公開に関する要綱

(平成18年3月1日告示第39号)

改正 平成23年4月1日告示第84号

改正 平成24年12月27日告示第280号

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等の機能の充実及び運営の効率化を図るとともに、その審議の状況を市民に明らかにすることにより、市政への市民参画の促進と公正で透明な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、審議会等とは、次に掲げるものをいう。ただし、市職員で構成する内部組織、関係団体との連絡調整を主な目的とする組織、イベント等の特定の事業を実施するための実行委員会等は、除くものとする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関

(2) 市民、関係団体、有識者(審議する事項に関し識見を有する者をいう。以下同じ。)等からの意見等を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則、規程、要綱等(以下「規則等」という。)に基づき設置する協議会、懇談会その他の会議

(審議会等の設置)

第3条 審議会等は、法律又は政令(以下「法令」という。)で設置が義務づけられたものを除き、その設置の必要性を十分に検討し、市民、関係団体、有識者等からの意見聴取が必要であり、かつ、これらの者から個別に意見を聴くだけでは不十分であると認められる場合に限り設置するものとする。

2 審議会等で設置期間の終期を設定できるものについては、当該審議会等の設置根拠となる条例又は規則等に当該終期を規定するものとする。

(審議会等の見直し)

第4条 審議会等については、その所掌事務及び委員の構成の見直し並びに会議の運営等の改善により機能の充実及び運営の効率化に努めなければならない。

2 審議会等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止し、又は統合するものとする。

(1) 所期の目的を達成したと認められるもの又は社会経済情勢の変化により設置の必要性が低下したと認められるもの

(2) 過去の開催実績又は付議される案件が少ない等活発でないもの

(3) 所掌事務、委員の構成等が他の審議会等と類似し、又は重複するもの。

(組織)

第5条 審議会等の組織は、法令又は条例に定めがある場合を除き、次のとおりとする。

(1) 委員の定数は、原則として15人以内とする。

(2) 審議会等の長は、委員の互選により定めるものとする。

(委員の選任基準)

第6条 委員の選任（改選による選任を含む。以下同じ。）に当たっては、法令又は条例に定めがある場合を除き、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 年齢構成が偏らないように幅広い年齢層から委員を選任すること。
- (2) 市議会議員及び市職員は、原則として選任しないこと。
- (3) 公募による委員は、委員の定数の2割以上を占め、かつ、男女の比率が同数となるよう努めること。

（適正な運営）

第7条 審議会等の運営に当たっては、事前に資料を配布する等委員が十分に意見を述べる準備ができるよう配慮するとともに、欠席者に対しても意見を求める等審議の活性化を図るための工夫に努めるものとする。

（会議開催の公表）

第8条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前（以下「開催公表日」という。）までに、会議開催について公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたときは、この限りではない。

2 審議会等の会議の開催の公表は、インターネットの市のホームページへの掲載及び広報広聴課における閲覧の方法により行うものとする。

3 審議会等の会議の開催の公表事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 開催公表日までに公開等決定を行った場合にあっては、公開又は非公開の区分
- (6) 開催公表日までに公開等決定を行った場合で会議を公開とする場合にあっては、傍聴定員及び傍聴手続
- (7) 開催公表日までに公開等決定を行った場合で会議を非公開とする場合にあっては、非公開とする理由

(8) その他必要と認める事項

（会議の公開方法等）

第9条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議の傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

（会議録の作成等）

第10条 審議会等は、会議終了後速やかに次の事項を記載した会議録を作成しなければならない。

ただし、審議会等の長が、特にその必要がないと認めたものは、この限りではない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者（委員及び事務局）
- (5) 議題
- (6) 審議内容
- (7) その他必要と認める事項

2 前項第6号の審議内容の記録の形式及び会議録の確定方法の決定については、第9条第2項の規定を準用する。

3 会議を公開した審議会等の会議録については公表しなければならない。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、審議会等の会議公開の運用状況についてとりまとめ、毎年1回公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

2 第6条の規定は、平成18年10月1日以降に選任される審議会等の委員の選任（再任を含む。）から適用する。

附 則（平成23年4月1日告示第84号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成24年12月27日告示第280号）

この要綱は、告示の日から実施する。

檀原市男女共同参画広場における 作品展示の許可基準等に関する要綱

(平成24年7月3日告示第159号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が制作した作品を、檀原市観光交流センター4階の男女共同参画広場（以下「男女共同参画広場」という。）に展示しようとするときの許可基準等について、檀原市観光交流センター管理運営に関する規則（平成23年檀原市規則第15号）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(展示作品)

第2条 男女共同参画広場に展示することができる作品は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 檀原市在住又は檀原市内を拠点に活動している個人（団体含む。）が制作した作品で、制作者本人のもの
- (2) 営利を目的とする内容が含まれないもの
- (3) 紙等で表装された絵画、写真、書道又は版画等の作品で、壁面等を汚損又は毀損させずに展示可能なもの
- (4) 男女共同参画広場の形状を著しく変えないもの
- (5) その他関係法令及び公序良俗に反しないもの

(展示期間)

第3条 男女共同参画広場における展示期間は、搬入から搬出までの期間を含み、2週間以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(原状回復)

第4条 男女共同参画広場で展示する者（以下「展示者」という。）は、前条の使用期間の終了後、速やかに使用前の原状に復さなければならない。

(業務に関する費用の負担)

第5条 男女共同参画広場における展示に関し、必要な費用は全て展示者の負担とする。

(禁止)

第6条 展示者は、男女共同参画広場において、第2条の作品を展示するに当たり、入場料の徴収、作品の売買、それらに類する活動等をしてはならない。

(管理責任)

第7条 展示者は、第2条の作品の搬入、搬出、展示及び撤去並びにその展示期間中の盗難、紛失及び毀損に対する責任を全て負うものとし、市は一切負わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

檀原市男女共同参画推進条例

平成18年3月31日

条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第17条）

第3章 檀原市男女共同参画審議会（第18条）

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。そして、男女平等の実現に向けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准するとともに、男女共同参画社会基本法が制定されるなど、様々な取組が行われています。

私たちのまち檀原市には、万葉集にうたわれた名勝大和三山、日本で初めての本格的な都城として造られ、国家の基盤となる大宝律令が編さんされた藤原京など、貴重な歴史的・文化的な遺産が数多くあります。このように歴史豊かな檀原市は、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、性別にとらわれず、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を発揮できる心豊かなまちを目指しています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は、依然として根強く残っています。さらに、少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に大きく変化していく中で、性別にかかわらず生き生きと暮らせる社会づくりには、なお、多くの課題があります。

このような状況を踏まえ、男女平等の視点に立ち、男女が、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で対等に参画し、ともに責任を分かち合う社会を実現し、次世代へとつなげていくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就業関係

その他の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、配偶者であった者、パートナーその他親密な関係にある者に対する身体的、性的、精神的又は経済的暴力をいう。
- (5) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (7) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担や慣行にとらわれることなく、社会における活動を自由に選択できるよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の活動において、対等に参画し、両立できること。
- (5) 男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し、妊娠、出産等、性と生殖に関して自己決定が尊重され、かつ、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自ら率先し、市民、事業者及び教育関係者並びに国及び他の地方公共団体等と連携し、取り組まなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、自ら積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進することができる体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、その教育を行う過程において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別

- 的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 2 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本となる計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第18条に規定する檀原市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第12条 市は、附属機関等の委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講じるよう努めなければならない。

(市民等の活動に対する支援)

第13条 市は、市民、事業者及び教育関係者における男女共同参画の推進についての自主的な活動に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援の実施に努めるものとする。

(家庭生活と他の活動との両立支援)

第14条 市は、男女が共に家庭生活における活動と他の活動とを両立できるよう必要な支援の実施に努めるものとする。

(相談への対応)

第15条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談を受けたときは、関係行政機関と連携し、解決に努めなければならない。

(広報活動及び啓発)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関し、必要な広報活動を行い、その啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、行動計画に基づいた施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 檀原市男女共同参画審議会

(審議会)

第18条 市長の附属機関として、檀原市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、審議し、答申する。

- (1) 第9条第2項の規定により市長から意見を求められた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に必要な事項

- 3 審議会は、市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。
- 4 審議会の委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年3月に策定された男女共同参画かしはらプランは、第9条第1項の規定により策定された計画とみなす。

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月 法律第78号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用

語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

い。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社

会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組

織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成11年6月 法律第78号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附則（平成11年7月 法律第102号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定
公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

十二から五十八まで 略

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月 法律第160号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(女子差別撤廃条約 昭和60年(1985年)批准)

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女

の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国

は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会

(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日以後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受け

る。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれ

る規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。

仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成一九年七月一日法律第一一三号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力

等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定め

るものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (都道府県基本計画等)

- 第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機

能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- (婦人相談員による相談等)

- 第四条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
- (婦人保護施設における保護)

- 第五条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限る。以下

この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、

当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体

に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該

親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、

速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知

するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から

第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者から

の暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せら

れた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

● 男女共同参画に関する年表 ●

	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	橿原市の動き
1975年（昭和50年）	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部に参与を設置 ・婦人問題企画推進本部会議開催 		
国連婦人の十年	1976年（昭和51年）	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO（国際労働機関）に婦人問題担当室を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法改正・施行（離婚後の氏の選択） 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題に関する窓口を「県民課」とする
	1977年（昭和52年）		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」設置
	1978年（昭和53年）		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」第1回報告書発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県婦人問題懇談会」設置 ・「婦人問題に関する世論調査」実施
	1979年（昭和54年）	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 		
	1980年（昭和55年）	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」—平等、発展、平和—中間年世界会議（コペンハーゲン） ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位と福祉の向上をめざして」婦人問題懇談会提言
	1981年（昭和56年）		<ul style="list-style-type: none"> ・民法一部改正施行 ・「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人对策課」設置 ・「奈良県婦人会議」設置 ・「婦人相談コーナー」開設 ・「北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議」を総理府と共催で実施
	1982年（昭和57年）			<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人情報コーナー」開設
	1983年（昭和58年）			<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県婦人問題啓発推進会議」設置
	1984年（昭和59年）	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」—平等、発展、平和—の成果を検討し、評価するための世界会議のためのエスキュープ地域会議（東京） 		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題啓発フェスティバル婦人問題啓発推進大会」開催 ・「国連婦人の十年」最終年記念「婦人のつどい」及び「婦人の活動展」開催
1985年（昭和60年）	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の十年—平等、発展、平和—ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法」及び「戸籍法」の改正施行 ・「男女雇用機会均等法」の公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 		

	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	橿原市の動き
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充 ・ 婦人問題企画推進有識者会議開催 ・ 男女雇用機会均等法施行 ・ 国民年金法の一部改正施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「奈良県女性センター」開設 ・ 「奈良県婦人行動計画」策定 	
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ・ 婦人問題企画推進本部参与拡充 		
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導要領の改定(高等学校家庭科の男女必須等) 		
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連婦人の地位委員会拡大会期 ・ 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 			
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ・ 「育児休業法」の公布(施行1992) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「奈良県女性の現状と意識に関する調査」実施 	
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「奈良県女性行動計画」修正版作成 ・ 課の名称を「婦人対策課」から「女性政策課」に変更 ・ 「奈良県婦人会議」を「奈良県女性問題懇談会」に改称 	
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ・ 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画室設置 ・ 男女共同参画審議会設置(政令) ・ 男女共同参画推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「男女が共に支える社会づくりのための県民意識調査」実施 	
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京) ・ 「北京宣言」及び「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「奈良県男女共同参画推進本部」設置 ・ 「花ひらく—ならの女性生活史—」発刊 	
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画推進連携会議発足 ・ 「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「奈良県女性の現状(女性白書)」作成 	

	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	橿原市の動き
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「介護保険法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「なら女性プラン21—奈良県女性行動計画(第二期)—」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「企画調整課女性政策係」設置 ・「橿原市女性施策推進懇話会」設置 ・「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」実施 ・「男女共同参画社会実現に向けての職員意識調査」実施
1998年 (平成10年)				<ul style="list-style-type: none"> ・「橿原市女性施策推進懇話会」から女性施策の推進に関する提言 ・「橿原市女性行動計画(新しい風21)」策定 ・「橿原市女性施策推進委員会」設置
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ・エスキャップ ハイレベル政府間会議(バンコク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「改正労働基準法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進地域会議」を総理府と共催で実施 	
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」策定(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画についてのアンケート」実施 	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・課の名称を「女性政策課」から「男女共同参画課」に変更 ・「奈良県男女共同参画推進条例」公布・施行 ・「奈良県男女共同参画審議会」設置 ・「奈良県1日女性模擬議会」開催 ・「データでみる ならの男女共同参画」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画調整課女性政策室設置 ・「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」実施 ・「男女共同参画社会実現に向けての職員アンケート調査」実施
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「なら男女共同参画プラン21」(奈良県男女共同参画計画(なら女性プラン21改定版))策定 ・「奈良県男女共同参画県民会議」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画調整課男女共同参画室に名称変更 ・「男女共同参画推進会議」設置 ・「橿原市男女共同参画推進委員会」に改称
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 		<ul style="list-style-type: none"> ・橿原市女性議会開催(第1回) ・「男女共同参画かしはらプラン」策定
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針策定 		

	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	橿原市の動き
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」施行 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 県女性センター「チャレンジサイト」開設 	<ul style="list-style-type: none"> 人権施策課男女共同参画室に組織変更
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)、「東京閣僚共同コミュニケ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「なら男女 GENKI プラン」(奈良県男女共同参画計画(第2次))策定 「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「橿原市男女共同参画推進条例」制定 「橿原市男女共同参画審議会」設置 市制50周年記念事業 橿原市女性議会開催(第2回) 「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」実施
2007年 (平成19年)				<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会実現に向けての事業所等実態調査」実施 「男女共同参画社会実現に向けての職員アンケート調査」実施
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の参加加速プログラム」決定 「次世代育成支援対策推進法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> 「橿原市男女共同参画行動計画(第2次)」策定
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の就業等意識調査」実施 	
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画計画改定に当たっての基本的な考え方」答申 「男女共同参画基本計画(第3次)」策定 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 		
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> UN Women 正式発足 		<ul style="list-style-type: none"> 課の名称を「くらし創造部男女共同参画課」から「健康福祉部こども・女性局女性支援課」に変更 	
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定 		<ul style="list-style-type: none"> 人権政策課男女共同参画係に組織変更 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 「橿原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版」策定

橿原市男女共同参画行動計画（第2次）改訂版
～にじプラン セカンドステージ～

2013年（平成25年）3月

発行：橿原市 市民文化部 人権政策課

〒634-8586 奈良県橿原市八木町1丁目1番18号

電話：0744-22-4001

H P：http://www.city.kashihara.nara.jp/index.html
